勢和中学校技術棟屋根及び外壁等改修工事

図面リスト

図面番号	図面名称	縮　尺	図面番号	図面名称	縮　尺
Ａ－０１	特記仕様書１	Ｎ・Ｓ	Ｅ－０１	電気設備特記仕様書　1	Ｎ・Ｓ
Ａ－０２	特記仕様書２	Ｎ・Ｓ	Ｅ－０２	電気設備特記仕様書　2	Ｎ・Ｓ
Ａ－０３	特記仕様書３	Ｎ・Ｓ	Ｅ－０３	電気設備特記仕様書　3	Ｎ・Ｓ
Ａ－０４	特記仕様書４	Ｎ・Ｓ	Ｅ－０４	電灯設備･拡声設備･自動火災報知設備･現況･改修平面図･照明器具姿図	1/100
Ａ－０５	特記仕様書５	Ｎ・Ｓ			
Ａ－０６	特記仕様書６	Ｎ・Ｓ			
Ａ－０７	特記仕様書７	Ｎ・Ｓ			
Ａ－０８	配置図・仮設計画図（参考図）	1/400			
Ａ－０９	１階平面図	1/100			
Ａ－１０	屋根伏図	1/100			
Ａ－１１	立面図	1/100			
Ａ－１２	断面図	1/30			
Ａ－１３	天井伏図	1/30			
Ａ－１４	建具表・建具指示図	1/100			

工事特記仕様書（改修）

Ⅰ．工事名称　勢和中学校技術棟屋根及び外壁等改修工事

Ⅱ．工事概要

1　工事場所　三重県多気郡多気町片野　地内

2　敷地面積　25,301.50㎡

3　工事内容

- 棟名称　技術棟
- 構造　鉄骨造・平屋建て
- 建築面積　370.53㎡
- 延べ面積　286.38㎡
- 工事項目　屋根・外壁改修、照明設備更新工事

Ⅲ．建築改修工事仕様

1　共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「三重県公共工事共通仕様書　令和6年7月制定版（令和7年7月一部改訂）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版（以下「改修標準仕様書」という。）」による。

2　特記仕様

(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
(3) 項目欄に記載の（　）内表示番号は改修標準仕様書の該当項目等を示す。

章	項目	特記事項

① 一般共通事項

① 適用基準等

1）公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
　国土交通大臣官房官庁営繕部監修（令和7年版）
2）建築工事標準詳細図
　国土交通大臣官房官庁営繕部監修（令和4年版）

② 施工条件（1.3.5）

⊙ 監督員と協議し決定する。
施工可能日　・ 指定なし
　　・ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり
施工可能時間帯　・ 指定なし　・　時 ～ 時
概成工期　・ 指定なし　・　年　月　日

3 部分引渡し、部分使用

・ 部分引き渡しあり　・ 部分使用あり
指定部分（　　　）
時　期（　　年　月　日～　）

4 猛暑への対策

・ 本工事は工期に猛暑による作業不能日数を見込んでいる。
1）作業不能日数は、環境省が公表する観測地点（工事場所を所管する建設事務所管内の観測地点とする。
なお、伊勢建設事務所管内においては小俣地点、尾鷲建設事務所管内においては尾鷲地点とする。以下観測地点）におけるWBGT 値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去５年分について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和 63年法律第 91 号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（３日）を除く。）において、８時から17時の間に WBGT 値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したものの５年分を平均したもの。
2）気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する観測地点等における WBGT 値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が1）の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
・ 本工事は、夏休み等の夏季の一定期間に現場施工の一部が必要となるため、猛暑対策を充分講じることにより、現場作業の安全に配慮し、工事を行うこと。

5 埋蔵文化財調査

埋蔵文化財の調査が行われる場合は協力すること。
・ 試掘調査の実施あり(発見された場合、発掘調査等の実施あり)
・ 発掘調査等の実施あり

⑥ 発生材の処理等（1.3.12）

・ 本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。
工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。

分別解体等の方法

工程	作業の有無	分別解体等の方法
造成等	・有　・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
基礎・基礎ぐい	・有　・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
上部構造部分・外装	・有　・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
屋根	・有　・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
建築設備・内装等	⊙有　・無	・手作業 ⊙手作業、機械作業の併用
その他 （　　）	⊙有　・無	・手作業 ⊙手作業、機械作業の併用

・ 引き渡しを要するもの　・ 有（・ PCB含有物　・　　）
・ 特別管理産業廃棄物　・ 有（　　）　処理方法（　　）
⊙ 水銀使用製品産業廃棄物 ⊙ 有（⊙ 蛍光ランプ　・ HIDランプ　・（　　））
・ 現場において再利用を図るもの　（　　）
・ 再資源化を図るもの　・ コンクリート塊
　・ アスファルトコンクリート塊
　・ 建設発生木材

成形板等の解体・撤去にあたっては、事前に石綿含有に係る施工調査を行う。含有が判明した等の場合、改修標準仕様書(9.1.5)に従い処理する。

⑦ コブリス・プラスへの登録

請負金額100万円以上の工事において、受注者は工事着手前に「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含めて監督員へ写しを提出するとともに法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
また、工事完了後には「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」をすみやかに作成し、監督員へ写しを提出すること。
なお、各計画書及び実施書の作成等は、JACICが運営する「コブリス・プラス」に登録のうえ、行うこと。

⑧ 三重県産業廃棄物税

本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の４月１日から８月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。
なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。

9 電気保安技術者（1.3.3）

配置する

⑩ 技能士（1.7.2）

職種別に可能なものについては、積極的に活用のこと。

⑪ 施工数量調査（1.6.2）

調査範囲及び調査方法　・ 工種別の特記による

12 調査のための破壊部分の補修（1.6.3）

補修方法　・ 図示（図面番号：　　）・（　　）

⑬ 建築材料等

1）　本工事に使用する建築材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とするほか「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」（最新版）（以下「評価名簿」という。）と同等とする。品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努めること。
2）　本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取扱業者から購入するよう努めること。
3）　製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、三重県「環境物品等の調達方針」に従い、あらかじめ「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した証明書を、監督員に提出すること。
4）　本工事に使用する木材は、原則として県産材を使用するほか、品質が求められる水準以上であれば、県産材のJAS製材品及び「三重の木」利用推進協議会が認証する「三重の木」の優先利用に努めること。
5）　本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、F☆☆☆☆以上とする。
6）　下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。
（認定製品の品名：　　）
7）　下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。
認定製品の品名：　・ 間伐材製工事用バリケード　・ 間伐材工事用看板　・ 間伐材標示板　・（　　）

14 化学物質の濃度測定（1.7.9）

測定対象化学物質（●で示したものとする。）

適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジクロロベンゼン
	学校,教育施設	●	●	●	●	●	●
	住宅	●	●	●	●	●	
	その他	●	●	●	●	●	

測定対象室及び測定個所数　・ 図示（図面番号：　　）・（　　）
測定方法（・ パッシブ法　・ アクティブ法）
測定時期　・（　　）
報告書提出部数　２部

⑮ 特別な材料の工法

改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。

⑯ 騒音・振動の防止

低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。

⑰ 工事写真

営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部（令和5年版）)に従い撮影すること。
なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について（令和5年3月1日付け国営建技第14号）」による。

⑱ 完成図等

作成する ⊙ 完成図（・ A2版二つ折り製本　・ 1部　・（　　））・（　　）
完成図作図範囲（設計図面同程度とする）
完成図はＣＡＤにより作成することとし、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。

⑲ 完成写真

デジタルカメラで撮影し、全てＬ版相当サイズで印刷する。（Ａ４版用紙に１ページあたり３枚）　１部
箇所数は外観４面、主要室の各室２面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合には、監督員と協議すること。
・ 電子媒体で提出する
・ アルバム（大きさ335mm×290mm程度、カラー）　１部
著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。

20 電子納品

工事写真は、「営繕工事に係る電子納品マニュアル（デジタル工事写真編）」等に基づき電子媒体で提出すること。
（提出部数　・ ３部　・　部）
工事完成図書は、「営繕工事に係る電子納品マニュアル（工事完成図書編）」に基づき電子媒体で提出すること。
（提出部数　・ ３部　・　部）

21 設備工事との取合い

施工範囲
・ 図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強
・ 図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強
・ 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強
・ 駆動装置が電動による建具等の２次側の配管・配線及び　操作スイッチ

施工図
・ 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。

㉒ 既存部分等への処置（1.3.13）

工事施工に際し、既存部分を汚損した場合又は損傷した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修する。

㉓ 事故の発生時

工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。
また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。

㉔ 下請次数制限及び県内(管内)企業優先使用

本工事における下請の次数は、２次（建築一式工事は３次）までとする。なお、その次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（２次以下の請負人を含む）を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するように努めること。また、工事場所を所管する建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者を優先して選定するよう努めること。なお、県外企業を下請契約の相手方に選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。

25 総合評価方式

本工事で提案不履行があった場合は、本工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の１割を減点します。

㉖ 不当介入を受けた場合の措置

暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第２条第１項第１４号）を受けた場合の措置について
1）　受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第２条第１項第１２号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
2）　1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
3）　受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

㉗ 消防法関係の手続き

1）　消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成
　・本工事（・ 建築工事　・ 電気設備工事　・ 機械設備工事）　・ 別途工事
2）　防火対象物使用開始届出書
　書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。

㉘ 主任技術者又は監理技術者

1）　技術者要件
工事現場に配置する主任技術者又は監理技術者は、本工事の入札公告で定める技術者要件を満たす者としなければならない。
2）　専任を要しない期間
（1）　現場施工に着手するまでの期間
請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。
（2）　検査終了後の期間
工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

㉙ 工事の一時中止

工事の一時中止の取り扱いについては「工事の一時中止に係るガイドライン」(令和7年7月一部改訂 三重県県土整備部)による。
三重県建設工事請負契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、協議する。
なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持･管理に関する基本的事項を明らかにする。
工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

㉚ 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置

労働安全衛生法第30条第１項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第２項の規定に基づき、本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。

31 建築基準法に基づき定まる風圧及び積雪荷重

建築基準法に基づき定められた区分等
基準風速 Vo=34 m/s
地表面粗度区分（・ Ⅱ　・ Ⅲ）
積雪区分（　　）cm

㉜ 火災保険等

三重県建設工事請負契約書５３条第1項の規定により,火災保険、建設工事保険又はその他の保険等に加入し、その加入証券等を提示しなければならない。
1）　保険の目的物　　工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）
2）　保険の加入期間　工事着手後速やかに加入し、完成引き渡しまでの間
3）　保険金額　　原則として請負金額に相当する金額
4）　被保険者　　発注者、請負者及びその全下請負人

33 技術検査

中間技術検査　実施回数　・　回　実施する段階　・（　　）

㉞ 保全に関する資料

・ １部　・（　　）

35 屋外広告物

屋外広告物を設置する場合は、「三重県屋外広告物条例」第２３条に規定する屋外広告業の登録事業者であること。

㊱ 社会保険等未加入対策

適用除外でないにも関わらず、社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。
受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書・作業員名簿により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

㊲ 現場での安全確保(自主施工原則)

受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。
設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い、指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。

㊳ 石綿含有建材の調査（1.5.1）

⊙ 石綿含有建材の事前調査
調査範囲 ⊙ 改修部分すべて　・（　　）
貸与資料 ⊙ 既存の設計図書 ⊙ 石綿含有建材の調査報告書　・（　　）
・ 分析調査
分析対象　アクチノライト､アモサイト､アンフィライト､クリソタイル､クロシドライト､トレモライト
分析方法

材料名	定性分析法 JIS A 1481-1 JIS A 1481-2	定量分析法 JIS A 1481-3 JIS A 1481-4 JIS A 1481-5
	・箇所数（　）	・箇所数（　）
	・箇所数（　）	・箇所数（　）

サンプル数　1箇所あたり3サンプル
採取箇所　・図示(図面番号：　　)　・（　　）

② 仮設工事

① 騒音・粉じん等の対策（2.1.3）

・ 防音パネル　設置範囲　・ 図示（図面番号：　　）
⊙ 防音シート　設置範囲　・ 図示（図面番号：　　）

② 足場等（2.2.1）

足場を設ける場合には、「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立ての作業に関する基準」における２の（１）手すり据置き方式又は（２）手すり先行専用足場方式により行うこと。
外部足場　⊙ 設置する（設置範囲 ⊙ 工事に必要な範囲　・　　）　・ 設置しない
防護シート　⊙ 設置する（設置範囲 ⊙ 工事に必要な範囲　・　　）　・ 設置しない
内部足場　⊙ 設置する（⊙ 脚立　　）　・ 設置しない

（表2.2.1）　材料、撤去材等の運搬方法
種別（・ Ａ種　・ Ｂ種　・ Ｃ種　・ Ｄ種　・ Ｅ種）
Ｃ種：利用可能なエレベーター（　　）
Ｄ種：利用可能な階段　（　　）

高さが５ｍ以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし､｢墜落制止用器具の規格｣(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。

③ 既存部分の養生（2.3.1）

既存部分の養生　・ 図示（図面番号：　　）
既存ブラインド・カーテンの養生
養生方法（　　）　保管場所 ⊙ 構内既存施設内　・（　　）
固定された備品、机、ロッカー等の移動　・ 行う ⊙ 行わない

4 仮設間仕切り（2.3.2）（表2.3.1）

屋内の仮設間仕切り　・ Ａ種　・ Ｂ種　・ Ｃ種
合板　厚さ　・ ９mm　・（　　）
せっこうボード　厚さ　・9.5mm　・（　　）
合板又は石こうボードの塗装　・ 行う　・ 行わない
仮設扉　設置箇所　・ 図示（図面番号：　　）　仕様　・ 合板張り木製扉　・（　　）

特記事項		設計		縮尺	N・S	勢和中学校技術棟屋根及び外壁等改修工事	図番	年月日
						図名　特記仕様書１	No. A/01	

5　監督員事務所
(2.4.1)

・　構内建物内の一部を使用する。
・　設置する

監督員事務所の規模(単位:㎡)

適用					
規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度

監督員事務所の仕上げ

部　位　等	仕　上　げ
床	
内壁・天井	
屋根	

6　監督員事務所の設備、備品等
(2.4.1)(2)(ｱ)、(ｲ)

種類

⊙ 机、いす	⊙ 書棚	⊙ ホワイトボード
⊙ 長靴	⊙ 雨合羽	⊙ 保護帽
⊙ 衣類ロッカー	⊙ 冷暖房機器	⊙ インターネット
・（　　）	・（　　）	・（　　）

※数量については、監督員との協議による

⑦　仮設便所　　構内既存の施設　　・　利用できる　⊙　利用できない

⑧　工事用水　　構内既存の施設　　・　利用できる（　・　有償　・　無償）　⊙　利用できない

⑨　工事用電力　　構内既存の施設　　・　利用できる（　・　有償　・　無償）　⊙　利用できない

本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。

③　防水改修工事

1　既存防水層の処理
(3.1.4)
(3.2.6)

既存保護層（立上り部等）の撤去
・　行う　　・　行わない
既存防水層（立上り部等）の撤去
・　行う　　・　行わない
既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去
・　行う　　・　行わない

② 既存下地の処理
(3.2.6)

施工数量調査　・　行う　　・　行わない
調査範囲　・　改修対象範囲　・（　　）
調査項目　・　ひび割れ部（ 2.0mm以上 ）
・　はがれ及びはく落部分
・　浮き部
調査方法　・　打診、目視及びクラックスケール等（　・　足場　・　ゴンドラ）
報告書　１部（立面図等に記載、必要に応じて写真添付）

ＰＯＳ工法、ＰＯＳＩ工法（機械固定工法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処理
・改修標準仕様書[3.2.6(4)(ウ)(ｇ)①～③]　・（　　）
設備機器架台、配管受部、パラペット、貫通パイプ回り、手すり、丸環の取付け部、塔屋出入口等及び防水層末端部の納まり部の処理　⊙監督員と協議する　・（　　）

3　アスファルト防水
(3.3.2)～
(3.3.5)
(表3.3.3)～
(表3.3.10)

押え金物の材質、形状及び寸法
・アルミニウム製（Ｌ－３０×１５×２．０mm程度）　・（　　）
屋根保護防水
防水層の種類

工法	種　別	断熱材の厚み	絶縁用シート	立上り部 保護	立上り部 断熱材、絶縁ｼｰﾄ
・Ｐ２Ａ	・Ａ－１ ・Ａ－２ ・Ａ－３		・ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ (0.15mm以上) ・ﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ (70kg/㎡程度) ・（　　）	・乾式保護材 ・コンクリート押え ・れんが押え ・モルタル押え	
・Ｐ1Ｂ	・Ｂ－１　・部分粘着 ・砂付				
	・Ｂ－２　・部分粘着 ・砂付				
・Ｐ２Ａｉ	・Ａｉ－１ ・Ａｉ－２ ・Ａｉ－３	・（　mm）	・ﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ (70kg/㎡程度) ・（　　）		・設置する ・設置しない
・Ｐ１Ｂｉ	・Ｂｉ－１　・部分粘着 ・砂付				
	・Ｂｉ－２　・部分粘着 ・砂付				

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
・改修標準仕様書　表3.3.3から3.3.9までによる　・（　　）
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
・改修標準仕様書　表3.3.3から3.3.9までによる　・（　　）
平場の保護コンクリート
こて仕上げ　厚さ　・水下80mm以上　・（　　）
平坦さ　・a種　・b種　・c種
床タイル張り　厚さ　・水下60mm以上　・（　　）
屋根排水溝　・図示（図面番号：　　）

屋根露出防水
防水層の種類

工法	種別	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	備　考
・Ｍ４Ｃ	・Ｃ-1 ・Ｃ-2 ・Ｃ-3 ・Ｃ-4		・製造所の仕様 ・（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	
・Ｍ３Ｄ ・Ｐ０Ｄ	・Ｄ-1 ・Ｄ-2		・製造所の仕様 ・（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	脱気装置 ・設ける　・設けない
・Ｐ０Ｄｉ ・Ｍ３Ｄｉ ・Ｍ４Ｄｉ	・Ｄｉ-1 ・Ｄｉ-2	種類（　　） 厚さ（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	改修用ドレン ・設ける　・設けない

屋根露出防水絶縁工法及び屋根露出防水絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
種類　・アスファルトルーフィング類の製造所の指定　・（　　）　設置数　・（　　）
屋根露出防水絶縁断熱工法の場合のルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置　・図示（　　）

屋内防水
防水層の種類

工法	種別	保護層
・Ｐ１Ｅ	・Ｅ－１	・設ける
・Ｐ２Ｅ	・Ｅ－２	・設けない

Ｅ-１の工程３を行う部位　・貯水槽、浴槽等常時水に接する部位　・（　　）

4　改質アスファルトシート防水
(3.4.2)
(3.4.3)
(表3.4.1)～
(表3.4.3)

防水層の種類

工法	種別	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	備　考
・Ｍ４ＡＳ	・ＡＳ－Ｔ１ ・ＡＳ－Ｔ２ ・ＡＳ－Ｊ２		・製造所の仕様 ・（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	
・Ｍ３ＡＳ ・Ｐ０ＡＳ	・ＡＳ－Ｔ３ ・ＡＳ－Ｔ４ ・ＡＳ－Ｊ１ ・ＡＳ－Ｊ３		・製造所の仕様 ・（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	脱気装置 ・設ける　・設けない 改修用ドレン ・設ける　・設けない
・Ｍ３ＡＳｉ ・Ｍ４ＡＳｉ ・Ｐ０ＡＳｉ	・ＡＳｉ－Ｔ１ ・ＡＳｉ－Ｊ１	種類（　　） 厚さ（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	脱気装置　・設ける　・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ・設ける　・設けない 防湿層　・設ける　・設けない

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
・改修標準仕様書　表3.4.1から3.4.3までによる　・（　　）
粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
・改修標準仕様書　表3.4.1から3.4.3までによる　・（　　）
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
・改修標準仕様書　表3.4.1から3.4.3までによる　・（　　）
屋根露出防水絶縁工法及び屋根露出防水絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
数量　・改質アスファルトシートの製造所の指定　・（　　）
設置数量　・改質アスファルトシートの製造所の指定　・（　　）
屋根露出防水絶縁断熱工法の防湿用シート　・設置する　・設置しない
押え金物の材質、形状及び寸法　・アルミニウム製　Ｌ-30×15×2.0mm程度　・（　　）

5　合成高分子系シート防水ルーフィング
(3.5.2)～
(3.5.4)
(表3.5.1)～
(表3.5.3)

屋根防水
防水層の種類

工法	種別	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	備　考
・Ｐ０Ｓ ・Ｓ４Ｓ	・Ｓ-Ｆ1 ・Ｓ-Ｆ２ ・Ｓ-Ｍ１ ・Ｓ-Ｍ２		・製造所の仕様 ・（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	脱気装置　・設ける　・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ・設ける　・設けない
・Ｓ３Ｓ	・Ｓ-Ｆ1 ・Ｓ-Ｆ２		・製造所の仕様 ・（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	脱気装置　・設ける　・設けない
・Ｍ４Ｓ	・Ｓ-Ｍ１ ・Ｓ-Ｍ２		・製造所の仕様 ・（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	
・Ｐ０Ｓｉ ・Ｓ３Ｓｉ ・Ｓ４Ｓｉ ・Ｍ４Ｓｉ	・Ｓｉ-Ｆ1 ・Ｓｉ-Ｆ２ ・Ｓｉ-Ｍ１ ・Ｓｉ-Ｍ２	種類（　　） 厚さ（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	脱気装置　・設ける　・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ・設ける　・設けない

ルーフィングシートの厚み（Ｓ-Ｆ２、Ｓ-Ｍ２）
・軽歩行（・Ｐ０Ｓ　・Ｓ４Ｓ　・Ｓ３Ｓ　・Ｍ４Ｓｉ ）
・非歩行（・Ｐ０Ｓ　・Ｓ４Ｓ　・Ｓ３Ｓ　・Ｍ４Ｓｉ ）
防湿用フィルム（Ｓｉ-Ｆ２、Ｓｉ-Ｍ２）　・設置する　・設置しない
ルーフィングシートの種類及び厚さ　・改修標準仕様書　表3.5.1～3.5.3までによる　・（　　）
絶縁用シート及び可塑剤移行防止用シートの材質　・発泡ポリエチレンシート　・（　　）
固定金具の材質及び寸法形状
・厚さ0.4mm以上の防錆処理した鋼板、ｽﾃﾝﾚｽ鋼板又は樹脂積層加工した鋼板　・（　　）
脱気装置の種類及び設置数量　・ルーフィングシートの製造所の仕様　・（　　）
接着工法の目地処理　・プレキャストコンクリート下地（・　　）
プレキャストコンクリート部材の入隅部の増張り（種別S-F1、SI-F1の場合）　・行う　・行わない
機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
・建築基準法に基づき定まる風圧力の（　　）倍の風圧力に対応した工法

屋内防水
防水層の種類

工法	種別	保護層 平場のモルタル塗り 塗り厚さ	保護層 平場のモルタル塗り 工法	保護層 立上り部の保護モルタルの塗厚
・Ｐ1Ｓ	Ｓ-Ｃ１		・床塗り工法 ・下地モルタル塗り	・ 7mm以上 ・（　　）

床塗りの場合の床の目地
目地割り（・２㎡程度　最大目地間隔３ｍ程度　・　　）
目地の種類（・押し目地　・　　）

6　塗膜防水
(3.6.3)
(表3.6.1)～
(表3.6.3)

屋根防水　防水層の種類

工法	種別	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	備　考
・ＰＯＸ	・Ｘ-1 ・Ｘ-1Ｈ ・Ｘ-2 ・Ｘ-2Ｈ	・製造所の仕様 ・高日射反射塗料 ・（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	脱気装置　・設ける　・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ・設ける　・設けない
・Ｌ４Ｘ	・Ｘ-1 ・Ｘ-1Ｈ ・Ｘ-2 ・Ｘ-2Ｈ	・製造所の仕様 ・高日射反射塗料 ・（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	脱気装置　・設ける　・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ・設ける　・設けない

ウレタンゴム系塗膜防水Ｘ-１（絶縁工法）の脱気装置の種類及び設置数量
・　主材料の製造所の仕様　・（　　）

屋内防水　防水層の種類

工法	保護ｺﾝｸﾘｰﾄ又は保護ﾓﾙﾀﾙ
・Ｐ１Ｙ	・設ける　・設けない
・Ｐ２Ｙ	・設ける　・設けない

⑦　シーリング
(3.7.2)
(表3.7.1)

材料

種類	材種	施工箇所
・　SR-1	シリコーン系	
・　MS-2	変成シリコーン系	
・　PS-2	ポリサルファイド系	
⊙　PU-2	ポリウレタン系	取合い部、金属屋根部分

※仕上げを行う場合はノンブリードタイプ、水回りに使用するSR-1は防かびタイプとする。

(3.7.4～7)　工法
⊙　シーリング充填工法　　⊙　シーリング再充填工法
・　拡幅シーリング再充填工法　　・　ブリッジ工法

(3.7.8)　シーリング材の試験
・　簡易接着性試験　・　引張接着性試験　・　行わない

⑧　とい
(3.8.2)
(表3.8.1)
(表3.8.2)

材種　・　硬質ポリ塩化ビニル管（カラー）　・　配管用鋼管（白管）
・（　　）

とい受金物及び足金物

といの材種	受金物・足金物の材種	形状	取付け間隔

工法　・　図示（図面番号：　　）

9　アルミニウム製笠木
(3.9.2)(3)(表3.9.1)

部材の種類
・　押出し250形　・　押出し300形
・　押出し350形　・　板材折曲げ形（本体幅（　　）mm、板厚　・　2.0mm　・（　　））

(3.9.3)(2)　固定金具の間隔（　　mm）
固定方法　・（　　）

(3.9.2)(4)　表面処理　・（　　）

(3.9.3)　工法　既存笠木等の撤去　・　図示（図面番号：　　）
下地補修の工法　・　図示（図面番号：　　）
板材折曲げ形の笠木の取付方法　・　図示（図面番号：　　）
笠木固定金具の工法　・　図示（図面番号：　　）

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した固定金具の間隔固定方法等は施工計画書として提出する。

⑩　保証書

工事区分	材料名	保証年数
防水工事	⊙防水	⊙10年　・　年
	⊙シーリング	⊙ 5年　・　年

※防水施工業者、製作メーカー、受注者の連名により提出する。

⑪　金属屋根改修工事
超速硬化ウレタン塗膜防水

⊙リ・ルーフシステム工法　同等品
１．断熱補強層：ＳＧフォーム
２．防水層
３．トップコート

④　外壁改修工事

① 施工数量調査

⊙　行う　・　行わない
調査範囲　⊙　改修対象範囲　・（　　）
調査項目　⊙　ひび割れ部（・　幅0.2mm未満　・　0.2mm～1.0mm　・　1.0mm以上）
・　はがれ及びはく落部分
・　浮き部
調査方法　⊙　打診、目視及びクラックスケール等（　・　足場　・　ゴンドラ）
報告書　１部（立面図等に記載、必要に応じて写真添付）

② 改修工法の種類
(4.1.4)
(4.1.5)

外壁	種類	改修工法
・　コンリート打放し仕上げ外壁	ひび割れ部	・　樹脂注入工法 ・　Ｕカットシール材充填工法 ・　シール工法
	欠損部	・　充填工法
・　モルタル塗り仕上げ外壁	ひび割れ部	・　樹脂注入工法 ・　Ｕカットシール材充填工法 ・　シール工法
	欠損部	・　充填工法 ・　モルタル塗替え工法
	浮き部	・　アンカーピンニング ・　部分エポキシ樹脂注入工法 ・　全面エポキシ樹脂注入工法 ・　全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・　注入口付アンカーピンニング ・　部分エポキシ樹脂注入工法 ・　全面エポキシ樹脂注入工法 ・　全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・　モルタル塗替え工法
・　タイル張り仕上げ外壁	ひび割れ部	・　樹脂注入工法
	欠損部	・　タイル部分張替え工法 ・　タイル張替え工法
	浮き部	・　アンカーピンニング ・　部分エポキシ樹脂注入工法 ・　全面エポキシ樹脂注入工法 ・　全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・　注入口付アンカーピンニング ・　部分エポキシ樹脂注入工法 ・　全面エポキシ樹脂注入工法 ・　全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・　エポキシ樹脂注入タイル固定工法 ・　タイル部分張替え工法 ・　タイル張替え工法
	目地	・　目地ひび割れ部改修工法 ・　伸縮調整目地改修工法
⊙　塗り仕上げ外壁	新規仕上げ	・　薄付け仕上塗材塗り ・　厚付け仕上塗材塗り ⊙　複層仕上塗材塗り ・　可とう形改修用仕上塗材塗り ・　マスチック塗材塗り ・　外壁用塗膜防水材塗り

③　改修工法等
(4.2.4)(1)
(4.2.5)
(4.3.6)
(4.4.6)

・　樹脂注入工法
種類　・　自動式低圧エポキシ樹脂注入工法　注入量（　　）注入間隔（　　）
・　手動式エポキシ樹脂注入工法　注入口間隔（　　）
・　機械式エポキシ樹脂注入工法　注入口間隔（　　）
コア抜取検査　・　行う　・　行わない
・　抜取り個数（　　）　・　抜取り部分補修方法（　　）

(4.2.4)(2)
(4.2.6)
(4.3.7)

・　Ｕカットシール材充填工法
材料　・　シーリング用材充填　（　・ＰＵ－１　・　ＰＵ－２　・（　　））
・　可とう性エポキシ樹脂充填
シーリング材の上にポリマーセメントモルタル充填
・　行う　・　行わない

(4.2.4)(3)
(4.2.7)
(4.3.8)

⊙　シール工法
材料　⊙　パテ状エポキシ樹脂　・　可とう性エポキシ樹脂

(4.2.4)(4)
(4.2.8)
(4.3.9)

・　充填工法
材料　・　エポキシ樹脂モルタル　・　ポリマーセメントモルタル

(4.3.5)(5)
(4.3.10)

・　モルタル塗替え工法
材料　・　現場調合材料　・　既調合材料
・　既製目地材の適用及び形状（　　）　・　仕上げ厚（　　）

特記事項	設計	縮尺	N・S	勢和中学校技術棟屋根及び外壁等改修工事 図名　特記仕様書2	図番 No. A/02	年月日

(4.3.5)(6)
(4.3.11)(4.4.9)
(図4.3.1)
・ アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
アンカーピンの本数 ・ 標準 ・（ ）
材料 ・ ステンレス鋼（ＳＵＳ３０４） ・（ ）

(4.3.5)(6)
(4.3.12)(4.4.10)
(図4.3.2)
・ アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法
アンカーピンの本数び注入口の数 ・ 標準 ・（ ）
材料 ・ ステンレス鋼（ＳＵＳ３０４） ・（ ）

(4.3.5)(6)
(4.3.13)(4.4.11)
(図4.3.2)
・ アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法
アンカーピンの本数び注入口の数 ・ 標準 ・（ ）
材料 ・ ステンレス鋼（ＳＵＳ３０４） ・（ ）

(4.3.5)(7)
(4.3.14)(4.4.12)
(図4.3.3)
・ 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
注入口付アンカーピンの本数 ・ 標準 ・（ ）
材料 ・ ステンレス鋼（ＳＵＳ３０４） ・（ ）
呼び径 ・ ６mm ・（ ）
注入量 ・（ ）

(4.3.5)(7)
(4.3.15)(4.4.13)
(図4.3.4)
・ 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法
注入口付アンカーピンの本数及び注入口の数 ・ 標準 ・（ ）
材料 ・ ステンレス鋼（ＳＵＳ３０４） ・（ ）
呼び径 ・ ６mm ・（ ）

(4.3.5)(7)
(4.3.16)(4.4.14)
(図4.3.4)
・ 注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法
注入口付アンカーピンの本数及び注入口の配置 ・ 標準 ・（ ）
材料 ・ ポリマーセメントスラリー（ ）
・ 注入口付アンカーピン（ ・ ステンレス鋼（ＳＵＳ３０４） ・（ ））
呼び径 ・ ６mm ・（ ）

(4.4.15)
・ 注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定法
注入口付アンカーピンの本数 ・（ ）
材料 ・ ステンレス鋼（ＳＵＳ３０４） ・（ ）
呼び径 ・ ６mm ・（ ）

(4.4.5)
タイル部分張替え工法及びタイル張替え工法

施工箇所	形状	寸法	耐滑り性	標準・特注色の別	耐凍害性の有無

・役物（・一体成型 ・接着加工）
外壁タイル接着張りのシーリング材
打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地 ・（ ）
伸縮調整目地及びその他の目地 ・（ ）

(4.4.7)
・ タイル部分張替え工法
張替え材料 ・ ポリマーセメントモルタル
・ 接着剤（一液反応硬化形変成シリコーン樹脂）（目地詰め ・有り ・無し ）
一か所当たりの張替え面積が0.25㎡を超える箇所 ・有り ・無し

(4.4.5)
(4.4.8)
(表4.4.2)
・ タイル張替え工法

タイルの種類	タイルの大きさ	工法	備考
・ 外装 タイル	小口平二丁掛100角	・ 密着張り ・ 改良圧着張り	・現場調合モルタル ・既調合モルタル
	小口以上二丁掛け以下	・ 接着剤張り	目地詰め ・有り ・無し
・ ユニットタイル	50二丁掛以下	・ マスク張り ・ モザイクタイル貼り	・現場調合モルタル ・既調合モルタル
		・ 接着剤張り	目地詰め ・有り ・無し

(4.4.8)(3)
試験張り ・ 行う ・ 行わない
見本焼き ・ 行う ・ 行わない

(4.4.8)(8)
有機系接着剤張りのコンクリート素地面の下地処理の方法 ・（ ）
下地調整塗材塗りの接着力試験 ・ 行う ・ 行わない

(4.4.5)(5)
・ 目地ひび割れ部改修工法
(4.4.16)
・ 伸縮調整目地改修工法
伸縮調整目地 （位置 寸法 × ）
検査 シーリング接着性試験 ・ 行う（ ・ 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験 ）

4 塗り仕上げ
(4.5.4)
既存塗膜等の除去及び下地処理

工法	処理範囲
・ サンダー工法	
・ 高圧水洗工法	
・ 塗膜はく離剤工法	
・ 水洗い工法（ ・ デッキブラシ ・ 高圧ポンプ）	

(4.5.5)
(4.5.2)
(表4.5.1(その1)
(その2))

種 類	呼び名	仕上げ形状	工 法	下地調整	備 考
薄付け仕上塗材	・ 外装薄塗材Ｅ	・ 砂壁状 ・ ゆず肌状	吹付け	・ C-1 ・ C-2 ・ CM-2 ・ E ・（ ）	
		・ 平たん状 ・ 凹凸状	こて		
		・ ゆず肌状 ・ さざ波状	ローラー		
		・着色骨材砂壁状	・ 吹付け ・ こて		
	・（ ）	・（ ）	・（ ）		
厚付け仕上塗材	・ 外装厚塗材Ｃ	・ 吹放し ・ 凸部処理	吹付け	・ C-1 ・ C-2 ・ CM-2 ・ E ・（ ）	上塗材 ・セメントスタッコ ・（ ）
		・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ ひき起し ・ 掻き落とし	こて		
	・ 外装厚塗材Si ・ 外装厚塗材Ｅ	・ 吹放し ・ 凸部処理	吹付け	・ C-1 ・ C-2 ・ CM-2 ・ E ・（ ）	
		・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ ひき起し	・こて ・ローラー		
複層仕上塗材	・ 複層塗材Ｅ ・ 複層塗材RE ・ 防水形複層塗材Ｅ ・ 防水形複層塗材RE	・ ゆず肌状	ローラー	・ C-1 ・ C-2 ・ CM-2 ・ E ・（ ）	耐候性 ・耐候形３種 ・（ ）
		・ 凸部処理 ・ 凹凸状	吹付け		
	・（ ）	・（ ）	・（ ）		
可とう形改修用仕上塗材	・ 可とう形改修塗材Ｅ ・ 可とう形改修塗材RE ・ 可とう形改修塗材CE	・ 平たん状 ・ さざ波状	ローラー	・ C-1 ・ C-2 ・ CM-2 ・ E ・（ ）	耐候性 ・耐候形３種 ・（ ）
		・ ゆず肌状	吹付け		

(4.6.2)(表4.6.1)
・ マスチック塗材塗り 改修標準仕様書(4.6.2)(表4.6.1)による

(表4.5.2)
複層仕上塗材及び可とう形改修塗材の上塗材の種類

樹脂種類	溶媒種類	外 観
・ アクリル系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無
	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無
・ シリカ系	・ 水系	・ 艶無
・ ポリウレタン系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無
	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無
・ アクリル シリコン系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無
	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無
・ ふっ素系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無
	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無

（注） 艶無及びメタリックは、可とう形複層塗材、防水形複層塗材、及び可とう形改修塗材には適用しない。

(表4.7.1)
外壁用塗膜防水材の仕上げの形状及び工法

種類	仕上げの形状	工法	下地調整	仕上塗料	下地挙動緩衝材
外壁用塗膜防水材	・ 凹凸状	・ 吹付け	・ C-1 ・ C-2 ・ CM-2 ・ E ・（ ）	種類 ・（ ） 耐候性 ・（ ）	・ 適用する ・ 適用しない
	・ 凸部処理				
	・ ゆず肌状	・ ローラー			
	・ さざ波状				

5 建具改修工事

1 改修工法
(5.1.3)
・ かぶせ工法
・ カバー工法 ・ 持出し工法 ・ ノンシール工法
・ 撤去工法
・ はつり工法 ・ 引抜き工法

2 防火戸
(5.1.4)
・ 例示仕様 ・ 個別認定（認定番号： ）
・ 自動閉鎖機構 ・ 図示（図面番号： ）

3 見本の製作
(5.1.5)
・ 製作する ・ 製作しない

4 防犯建物部品
(5.1.7)
・ 図示（図面番号： ）

5 ブラインドボックス等 (5.1.6)(3)
・ 再使用する ・ 再使用しない

6 アルミニウム製建具
(5.2.2)(5.2.4)
(表5.2.1)
(表5.2.2)
外部建具の性能等級等 ・ Ａ種 ・ Ｂ種 ・ Ｃ種
・ 防音ドアセット、防音サッシ（等級 ）
・ 断熱ドアセット、断熱サッシ（等級 ）
・ 結露水の処理方法 ・ 図示（図面番号： ）
アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理の種別
・ 外部に面する建具（過酷な環境の屋外）
・ BA-1 ・ BA-2 ・（ ）
・ 外部に面する建具（一般的な環境の屋外）
・ BB-1 ・ BB-2 ・（ ）
・ 内部に面する建具
・ BC-1 ・ BC-2 ・（ ）

7 網戸
(5.2.3)(5)
・ 可動式 ・ 固定式
防虫網の材質 ・ 合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス(SUS316)製
網目 ・ 16メッシュ ・ 18メッシュ

8 樹脂製建具
(5.3.2)～(5.3.5)
(表5.3.1)～
(表5.3.3)
外部に面する樹脂製建具の性能等級等 ・ Ａ種 ・ Ｂ種 ・ Ｃ種
・ 防音ドアセット、防音サッシ（等級 ）
・ 断熱ドアセット、断熱サッシ（等級 ）
・ 日射熱取得性（等級 ）
ガラス ・ 複層ガラス ・（ ）
建具枠見込寸法 ・ 図示（図面番号： ）
水切り ・ 図示（図面番号： ）
ぜん板 ・ 図示（図面番号： ）
丁番 ・ 改修標準仕様書(表5.7.3)による ・ 図示（図面番号： ）

9 鋼製建具
(5.4.2)
・ 簡易気密性ドアセット
・ 外部に面する建具の耐風圧
・ S-4 ・ S-5 ・ S-6
・ 防音ドアセット、防音サッシ（等級 ）
・ 断熱ドアセット、断熱サッシ（等級 ）
・ 耐震ドアセット（等級 ）
(5.4.4)
・ H>2400又はW>950の建具
鋼板類の厚さ ・ 図示（図面番号： ）
・ くつずりの仕上げ ・ ＨＬ ・（ ）
(5.4.6)
標準型鋼製建具

形式	幅(mm)		高さ(mm)
片開き	・ 900	・ 950	・ 2000 ・ 2100
親子開き	・ 1200	・ 1250	
両開き	・ 1800	・ 1900	

10 鋼製軽量建具
(5.5.2)
(5.5.5)
(5.2.2)(2)
(5.5.3)
(5.5.4)
(5.6.3)(1)
(5.2.3)(1)
鋼製軽量建具の性能等級
・ 簡易気密性ドアセット
・ 防音ドアセット、防音サッシ（等級 ）
・ 断熱ドアセット、断熱サッシ（等級 ）
・ 耐震ドアセット（等級 ）
・ H>2400又はW>950の建具
鋼板類の厚さ ・ 図示（図面番号： ）
表面仕上げ
・ 塗装 ・ ビニル被覆鋼板 ・ カラー鋼板 ・ ステンレス鋼板（ ・ＨＬ ・鏡面 ）・（ ）

11 ステンレス製建具
(5.6.2)
ステンレス製建具の性能等級
・ 簡易気密性ドアセット
・ 外部に面する建具の耐風圧
・ S-4 ・ S-5 ・ S-6
・ 防音ドアセット、防音サッシ（等級 ）
・ 断熱ドアセット、断熱サッシ（等級 ）
・ 耐震ドアセット（等級 ）
(5.6.3) 材料 ・ SUS304 ・（ ）
(5.6.4) 表面仕上げ ・ HL仕上げ ・（ ）
(5.6.5) 曲げ加工 ・ 普通曲げ ・ 角出し曲げ

12 木製建具
(5.7.2)
含水率 ・ Ａ種 ・ Ｂ種
・フラッシュ戸 表面材 ・（ ）
厚み ・ 改修標準仕様書5.7.6 ・（ ）
表面材の品質等 ・ 改修標準仕様書5.7.2(2)(イ)(a)～(c) ・（ ）
・ ＭＤＦ 表裏面の状態による区分 ・（ ）
曲げ強さによる区分 ・（ ）
接着剤による区分 ・（ ）
難燃性による区分 ・（ ）
・ 引戸の召合せかまちをいんろう付きとする
・かまち戸 見込み寸法 ・ 36mm ・（ ）
かまち及び鏡板の樹種 ・（ ）
・ふすま 見込み寸法 ・ 19.5mm ・（ ）
種別 ・ Ⅰ種 ・ Ⅱ種
ふすま紙の上張り種類 ・（ ）
縁の仕上げ ・（ ）
・戸ぶすま 見込み寸法 ・ 30mm ・（ ）
表面材 ・（ ）
厚み ・ 改修標準仕様書5.7.6 ・（ ）
表面材の品質等 ・ 改修標準仕様書5.7.2(2)(イ)(a)～(c) ・（ ）
・ ＭＤＦ 表裏面の状態による区分 ・（ ）
曲げ強さによる区分 ・（ ）
接着剤による区分 ・（ ）
難燃性による区分 ・（ ）
・ 引戸の召合せかまちをいんろう付きとする
上張りの種類 ・（ ）
・紙張り障子 見込み寸法 ・ 30mm ・（ ）
枠及びくつずりの材料 ・（ ）

13 建具用金物
(5.8.2)
金物の見え掛かり部等の材質等
・ 改修標準仕様書(表5.8.1)による
・ 図示（図面番号： ）
(5.8.4)
マスターキー ・ 製作する ・ 製作しない
引渡用鍵箱 ・ 必要 ・ 不要

14 自動ドア開閉装置 (5.9.2)
駆動装置及び検出装置の性能値（ ・ 車椅子使用者用便房出入口用 ）
・ 図示（図面番号： ）
(5.9.3)(表5.9.4)
引き戸用検出装置の種類 ・ 図示（図面番号： ）
(5.9.2)(9)
凍結防止措置 ・ あり ・ なし

15 自閉式上吊り引戸装置
(5.10.3)
自閉式上吊り引戸装置の性能値
・ 改修標準仕様書(表5.10.1)による ・（ ）

16 重量シャッター
(5.11.2)
種類 ・ 管理用シャッター ・ 外壁用防火シャッター
・ 屋内用防火シャッター ・ 防煙シャッター
耐風圧強度（ Pa以上）
(5.11.2)(3)
(表5.11.1)
開閉機能
・ 上部電動式（手動併用） ・ 上部手動式
(5.11.2)(6)
(5.11.3)
管理用重量シャッターのシャッターケース
・ 設ける ・ 設けない
・ めっき付着量 Z12 ・ F12 ・（ ）

17 軽量シャッター
(5.12.2)
(表5.12.1)
(5.12.3)
(5.12.4)
開閉形式 ・ 上部電動式（手動併用） ・ 手動式
耐風圧強度（ Pa以上）
急降下停止措置(電動の場合) ・ あり ・ なし
スラットの材質及び形状
・ インターロッキング形 ・ オーバーラッピング形
・ めっき付着量 JIS G 3312 ・ Z06 ・ F06 ・（ ）
JIS G 3322 ・ AZ90 ・（ ）

18 オーバーヘッドドア
(5.13.2)
型式及び機構
セクション材料 ・ スチールタイプ ・ アルミニウムタイプ ・ ファイバーグラスタイプ
耐風圧強度（ Pa以上）
開閉方式 ・ バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式
収納形式 ・ スタンダード形 ・ ローヘッド形 ・ ハイリフト形 ・ バーチカル形
(5.13.3)
ガイドレール ・ 溶融亜鉛めっき鋼板 ・ ステンレス鋼板

19 板ガラス
(5.14.2)(1)(5.14.3)
・ 図示（ 建具表 ）

20 ガラス留め材
(5.14.2)(2)
・ シーリング ・ ガスケット（ ）

21 ガラス溝の寸法、形状等
(5.14.3)
・ 図示（図面番号： ）
・ 建具の製造所の仕様による

22 ガラスブロック積み
(5.14.5)
ガラスブロック
表面形状、寸法、厚さ ・ 図示（図面番号： ）
金属枠、補強材 ・ 図示（図面番号： ）
化粧カバー ・ 図示（図面番号： ）
工法 ・ 図示（図面番号： ）
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施行計画書として提出する。

⑥ 内装改修工事

① 一般事項
(6.1.3)(2)
既存間仕切壁の撤去に伴う取り合い部分の改修範囲

改修部分	改 修 範 囲
⊙ 天井	・ 壁厚程度 ⊙ 図示（図面番号： A-09 ）
・ 壁	・ 壁厚程度 ・ 図示（図面番号： ）
・ 床	・ 壁厚程度 ・ 図示（図面番号： ）

(6.1.3)(3)
天井内の既存壁の撤去に伴う取り合い部の天井改修範囲 ・ 壁面から600mm程度 ⊙ 図示（図面番号：A-08,09）
・（ ）
(6.1.3)(5)
天井の撤去に伴う取り合い部の壁面改修 ・既存のまま ・ 図示（図面番号： ） ・（ ）

2 既存床撤去、下地補修
(6.2.2)(1)(7)
(6.2.2)(1)(4)
既存床仕上げ材の除去等
浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去 ・ 行う ・ 行わない
合成樹脂塗床材の除去等 ・ 機械的除去工法 ・ 目荒し工法

3 既存壁撤去、下地補修 (6.3.2)
既存間仕切壁の撤去に伴う他の構造体の補修工法 ・（ ）

特記事項	設計	縮尺	N・S	勢和中学校技術棟屋根及び外壁等改修工事	図番	年月日
				図名 特記仕様書3	No. A 03	

4　木下地等

(6.5.2)(1)(イ)
(表6.5.1)

木材の含水率（工事現場搬入時、質量比）

部材名称	種　別
下地材	・　Ａ種　・　Ｂ種
造作材	・　Ａ種　・　Ｂ種

(6.5.2)(2)(ア)

製材
JAS1083(製材)「製材の日本農林規格」による製材

部位	樹種・寸法・形状	等級	含水率	保存処理	材面の品質
下地用 針葉樹製材	・　図示 （図面番号：　　）	・（　　）	・（　　）	・（　　）	・（　　）
造作用 針葉樹製材	・　図示 （図面番号：　　）	・（　　）	・（　　）	・（　　）	・（　　）
広葉樹製材	・　図示 （図面番号：　　）	・（　　）	・（　　）	・（　　）	・（　　）

(6.5.2)(2)(イ)
(6.5.2)(2)(ウ)
(表6.5.2)

JAS1083(製材)「製材の日本農林規格」以外の製材
樹種、寸法、材面の品質、防虫処理、含水率　・　図示（図面番号：　　）
造作材の材面の品質　・　Ａ種　・（　　）

(6.5.6)(1)
(6.5.7)(1)
(6.5.8)(1)
(6.5.9)(1)

樹種

部　位	樹　種	県　産　材
・内部間仕切軸組、床組		
・窓、出入口		
・床板張り		
・壁、天井下地		

(6.5.2)(3)(ア)

造作用集成材
JAS1152(集成材)「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

部　位	品 名 ・ 樹 種	見付け材面の寸法・品質・数	厚さ
造作用集成材	・　図示 （図面番号：　　）	・　図示 （図面番号：　　）	
化粧ばり造作用 集成材	・　図示 （図面番号：　　）	・　図示 （図面番号：　　）	・（　　）
化粧ばり構造用 造作用集成柱	・　図示 （図面番号：　　）		・（　　）

(6.5.2)(3)(イ)

JAS1152(集成材)「集成材の日本農林規格」以外の製材
樹種、寸法、見付け材面の品質　・　図示（図面番号：　　）
含水率　・　１５%以下　・（　　）

(6.5.2)(4)(ア)

造作用単板積層材
JAS0701(単板積層材)「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材

部位	品名・寸法	表面の品質	防虫処理
造作用単板積層材	・　図示 （図面番号：　　）	・（　　）	・（　　）

(6.5.2)(4)(イ)

JAS0701(単板積層材)「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材
寸法、表面の品質、防虫処理　・　図示（図面番号：　　）
含水率　・　１４%以下　・（　　）

(6.5.2)(5)

JAS3079(直交集成材)「直交集成板の日本農林規格」による直交集成板
品名、曲げ強度、種別、接着性能、樹種及び寸法　・　図示（図面番号：　　）

(6.5.2)(6)

・　合板等

品名（品目）	樹種名	接着の程度	等級	板面の品質	防虫処理等	厚さ

(6.5.3)(1)

接合具等
造作材化粧面の釘打ち　・　隠し釘打ち　・（　　）

(6.5.3)(2)

諸金物
形状、寸法及び材質　・　図示（図面番号：　　）

(6.5.5)(1)

・　防腐、防蟻処理
適用部位　図示（図面番号：　　）
保存処理性能区分（　　）
薬剤の塗布等の処理方法（　　）
附属書Ａに基づく表面処理用木材保存剤　・　適用する（　・薬剤の種類（　　）　・　適用部材（　　））
ボード原料接着剤への防腐・防蟻処理（　　）

(6.5.5)(2)

・　防虫処理　・　図示（図面番号：　　）

(6.5.5)(3)

・　不燃処理材料等

材料	使用箇所
・　不燃材料	
・　準不燃材料	
・　難燃材料	

5　軽量鉄骨天井下地

(6.6.2)
(表6.6.1)

野縁等の種類
・　屋内　・　19形　・（　　）
・　屋外　・　25形　・（　　）

(6.6.3)

形式及び寸法
・　屋外　・　図示（図面番号：　　）
・　耐震天井　・　図示（図面番号：　　）
・　ふところ≧3.0m　・　図示（図面番号：　　）

(6.6.4)

既存埋込みインサート　・　使用する　・　使用しない　（※使用する場合は、確認試験を行う）
既存埋込みインサート、あと施工アンカーの確認試験
・　行う（　図示（図面番号：　　））　・　行わない
・　確認試験の箇所数（　　箇所）　・　確認強度（　　）
耐震性・耐風圧性を考慮した補強　・　図示（図面番号：　　）

6　軽量鉄骨壁下地

(6.7.3)

スタッド、ランナー等の種類
・　図示（図面番号：　　）

7　ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り

(6.8.2)
(6.8.2)(1)

材料
・　ビニル床シート【JIS A 5705（ビニル系床材）】

種類の記号	色柄	厚さ	備考
ＦＳ	無地	2.0mm	

(6.8.2)(2)

・　ビニル床タイル【JIS A 5705（ビニル系床材）】

種類の記号	色柄	寸法	厚さ	備考
ＫＴ			2.0mm	

(6.8.2)(3)(ア)

・　帯電防止床シート又は床タイル

種類	性能	寸法	厚さ	備考

(6.8.2)(3)(ウ)

・　視覚障害者用床タイル

種類	形状	備考
ビニル床タイル	300×300×7.0mm	

(6.8.2)(3)(エ)

・　耐動荷重性床シート

種類	厚さ	備考

(6.8.2)(3)(オ)(カ)

・　防滑性床シート又は床タイル

種類	寸法	厚さ	備考

(6.8.2)(5)

・　ゴム床タイル

種類	色柄	寸法	厚さ	備考

(6.8.3)(1)

下地　・　モルタル塗り　・　セルフレベリング材塗り　・　木下地　・　その他（　　）

(6.8.3)(2)(ウ)

ビニル床シート張り
熱溶接工法　・　適用する　・　適用しない

8　カーペット敷き

(6.9.2)(1)
(表6.9.1)

・　織じゅうたん

種別	糸の種類	パイルの形状	帯電性	品質の程度	色柄
・　Ａ種 ・　Ｂ種 ・　Ｃ種	・　そ毛 ・　紡糸 ・（　）	・　カットパイル ・　ループパイル ・　カット、ループ併用	・　人体帯電圧 3KV以下 ・（　　）	・（　　）	・　無地 ・　柄物

品質の程度欄に記載した商品名は、品質の程度を示すための参考商品名である。（以下同様）

(6.9.2)(2)
(表6.9.2)

・　タフテッドカーペット

パイルの形状	パイル長(mm)	帯電性	工法	品質の程度
・　カットパイル ・　ループパイル ・　カット、ループ併用		・　人体帯電圧 3KV以下 ・（　　）	・　全面接着工法 ・　グリッパー工法	・（　　）

(6.9.2)(3)
(表6.9.2)

・　タイルカーペット

種類	パイルの形状	寸法(mm)	総厚さ(mm)	品質の程度
	・　カットパイル ・　ループパイル	・500×500 ・（　　）	・6.5 ・（　　）	・（　　）

(6.9.2)(4)　下敷き材　・　第２種第２号、厚さ８mm　・（　　）
(6.9.2)(5)　見切り、押え金物　・　適用する（材質、種類及び形状　・　図示（図面番号：　　））

(6.9.3)(3)

織じゅうたんの接合方法
・　ヒートボンド工法　・（　　）

(6.9.3)(5)

タイルカーペットの敷き方

平場	・　市松敷き　・　模様流し　・（　　）
階段部分	・　市松敷き　・　模様流し　・（　　）

9　合成樹脂塗床

(6.10.3)(2)(a)
(表6.10.4)
(6.10.3)(2)(b)
(6.10.3)(3)
(表6.10.5)～
(表6.10.8)

弾性ウレタン樹脂系塗床の仕上げ種類、工程
・　平滑仕上げ　・　防滑仕上げ　・　つや消し仕上げ

エポキシ樹脂系塗床の仕上げ種類
・　薄膜流しのべ仕上げ（・　平滑　・　防滑）　・　厚膜流しのべ仕上げ（・　平滑　・　防滑）
・　樹脂モルタル仕上げ（・　平滑　・　防滑）　・　薄膜型塗床仕上げ（・　平滑）

10　フローリング張り

(6.11.4)
(表6.11.2)

・　釘留め工法

材料	種別	樹種
・　フローリングボード（根太張用） ・　フローリングボード（直張用）		・　なら ・（　　）
・　複合フローリング（根太張用） ・　複合フローリング（直張用）	・　Ａ種　・　Ｂ種　・　Ｃ種	

防湿処理　・　図示（図面番号：　　）

(6.11.5)
(表6.11.5)
(表6.11.6)

・　接着工法

材種	樹種	厚さ	幅・長さ
・　フローリングボード（直張用）	・　なら ・（　　）		
・　複合フローリング（直張用） ・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種			
・　フローリングブロック（直張用）			

緩衝材　・　合成樹脂発泡シート　・　図示（図面番号：　　）

(6.11.6)

塗替え
下地調整　・（　　）
塗装　・　ウレタン樹脂ワニス塗り（１液形、Ｂ種）　・　オイルステイン塗りのうえワックス塗り
・　生地のままワックス塗り　・（　　）

11　畳敷き

(6.12.2)
(表6.12.1)

種別　・　Ａ種　・　Ｂ種　・　Ｃ種　・　Ｄ種
・　Ａ種の畳床　（　・ＪＳ　・Ｊ１　）
・　Ｃ種の畳床　ＰＳ－（　・Ｃ２０　・Ｃ２５　・Ｃ３０　）
・　Ｄ種の畳床　ＫＴ－（　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ｋ　・Ｎ　）
衝撃緩和型畳の畳表（ＪＩＳ Ａ 5902）　・　Ｃ１　・　Ｃ２

(12)　せっこうボード、その他ボード及び合板張り

(6.13.2)
(表6.13.1)

材種	種別	厚さ(mm)
(・)　せっこうボード (・)　吸音せっこうボード		壁　・　9.5(準不燃)　・　12.5(不燃) 天井　(・)　9.5(準不燃)　・　12.5(不燃)
(・)　化粧せっこうボード	(・)　トラバーチン模様 ・　木目模様	(・)　9.5(不燃)　・　9.5(準不燃) ・　9.5(不燃)　・　9.5(準不燃)
・　ロックウール化粧吸音板	・　普通 ・　立体模様	・　9(　　)　・（　　） ・　9(　　)　・（　　）
(・)　けい酸カルシウム板	(・)　タイプⅡ0.8FK	(・)　6(　　)

(6.13.3)(4)(ウ)　合板類の張付け　・　Ａ種　・　Ｂ種

(6.13.3)(6)
(表6.13.5)

せっこうボードの目地工法
・　継目処理　(・)　突付け（・ベベルエッジ　・スクェアエッジ）　(・)　目透し（・ベベルエッジ　・スクェアエッジ）

13　壁紙張り

(6.14.2)

施工箇所	種類	防火性能
		・　不燃　・　準不燃
		・　不燃　・　準不燃
		・　不燃　・　準不燃

(6.14.3)
(表6.14.1)
～(表6.14.3)

素地ごしらえ

下　地	種　別
モルタル、せっこうプラスター面	・　Ａ種　・　Ｂ種
コンクリート面	・　Ａ種　・　Ｂ種
せっこうボード面、けい酸カルシウム板面	・　Ａ種　・　Ｂ種

14　モルタル塗り

(6.15.3)
(6.15.5)
(6.15.6)

モルタル　・　現場調合材料　・　既調合材料
既製目地材　・　使用する（形状：　　）
床の目地　・　図示（図面番号：　　）
下地処理　・　壁面の仕上げ厚又は全塗り厚が25mm超　図示（図面番号：　　）

15　タイル張り

(6.16.2)
(6.16.3)

伸縮調整目地
位置　・　図示（図面番号：　　）

タイルの種類

施工箇所	形状	寸法	耐滑り性	標準・特注色の別	耐凍害性の有無

(6.16.2)(2)

試験張り　・　行う　・　行わない
見本焼き　・　行う　・　行わない
既調合モルタル　・　使用できる　・　使用できない

(6.16.3)(5)

壁タイル張りの工法
・　内装タイル（　・　密着張り　・　改良圧着張り　）
・　ユニットタイル（　・　マスク張り　・モザイクタイル張り　）

16　セルフレベリング材塗り

(6.17.2)(6.17.3)

・　せっこう系　・　セメント系
塗厚（　　）mm

17　断熱材

(9.3.2)

断熱材打込み工法

種類	種別	厚さ（mm）	施工箇所
・　ビーズ法ポリスチレンフォーム			
・　押出法ポリスチレンフォーム			
・　Ａ種硬質ウレタンフォーム			
・　フェノールフォーム			

(9.3.3)

断熱材現場発泡工法（吹付硬質ウレタンフォーム）

種類	厚さ(mm)	施工箇所
・　Ａ種１ ・　Ａ種１Ｈ ・（　　）	・（　　）	・　窓回り等の断熱材補修部分、ルーフドレン回りの床版下等、部分的に後張りとしなければならない箇所 ・（　　）

⑦　塗装改修工事

① 材料

(7.1.3)

(・)　屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
・　次の箇所を除き防火材料とする。（箇所：　　）

② 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)

(7.5.2～7.5.4)
(表7.5.1)～
(表7.5.3)

下地	種別	素地ごしらえ（新規面）	下地調整（改修面）	錆止め塗料の種別	錆止め塗料塗りの種別
(・)　木部	・　A種　(・)　B種 ・　C種	・　A種　・　B種	・　RA種　(・)　RB種 ・　RC種		
・　鉄鋼面	・　A種　・　B種 ・　C種	・　A種　・　B種 ・　C種	・　RA種　・　RB種 ・　RC種	As種	・　A種　・　B種 ・　C種
・亜鉛めっき鋼面	・　A種　・　B種 ・　C種	・　A種　・　B種	・　RA種　・　RB種 ・　RC種	・　Az種　・　Bz種	・　A種　・　B種 ・　C種

3　クリヤラッカー塗り(CL)

(7.6.2)
(表7.6.1)

種別	素地ごしらえ（新規面）	下地調整（改修面）	着色の適用
・　A種　・　B種	・　A種　・　B種	・　RA種　・　RB種 ・　RC種	・　適用しない ・　溶剤系ステイン　・オイルステイン

4　アクリル樹脂系非水分散形塗料(NAD)

(7.7.2)(表7.7.1)

・　A種　・　B種

⑤ 耐候性塗料塗り(DP)

(7.8.2)～
(7.8.4)
(表7.8.3)

上塗りの等級　(・)　1級（フッ素系）　・　2級（シリコン系）　・　3級（ポリウレタン系）
【鉄鋼面・亜鉛めっき鋼面】

下地	素地ごしらえ（新規面）	下地調整（改修面）	錆止め塗料の種別	錆止め塗料塗りの種別
(・)　鉄鋼面	B種	・　RA種　(・)　RB種 ・　RC種	・　As種　・　Es種 ・（1回目）Cs種、(2.3回目)Ds種	・　A種　(・)　B種 ・　C種
(・)亜鉛めっき鋼面	・　A種　・　B種	・　RA種　(・)　RB種 ・　RC種	Bz種	——

【コンクリート面・押出成形セメント板面】

種別	素地ごしらえ（新規面）	下地調整（改修面）	ひび割れ部の補修
・　A-1種　・　A-2種　・　B-1種 ・　B-2種　・　C-1種　・　C-2種	・　A種　・　B種	・　RA種　・　RB種 ・　RC種	・　行う

6　つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G)

(7.9.2)～(7.9.5)
(表7.9.1)～
(表7.9.4)

下地	種別	素地ごしらえ（新規面）	下地調整（改修面）	錆止め塗料の種別	錆止め塗料塗りの種別	ひび割れ部の補修
・　モルタル面	・　A種　・　B種 ・　C種	・　A種　・　B種	・　RA種　・　RB種 ・　RC種			・　行う
・　コンクリート面	・　A種　・　B種 ・　C種	・　A種　・　B種	・　RA種　・　RB種 ・　RC種			・　行う
・　せっこうボード面	・　A種　・　B種 ・　C種	・　A種　・　B種	・　RA種　・　RB種 ・　RC種			・　行う
・　木部	・　A種　・　B種 ・　C種	・　A種　・　B種	・　RA種　・　RB種 ・　RC種			
・　鉄鋼面	・　A種　・　B種 ・　C種	・　A種　・　B種 ・　C種	・　RA種　・　RB種 ・　RC種	・　As種　・　Bs種	・　A種　・　B種 ・　C種	
・亜鉛めっき鋼面	・　A種　・　B種	・　A種　・　B種	・　RA種　・　RB種 ・　RC種	Cz種	・　A種　・　B種 ・　C種	

特記事項	設計	縮尺	N・S	勢和中学校技術棟屋根及び外壁等改修工事 図名　特記仕様書4	図番 No. A 04	年月日

⑦ 合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)
(7.10.2)
(表7.10.1)

下地	種別	素地ごしらえ（新規面）	下地調整（改修面）	ひび割れ部の補修
⊙モルタル面	・A種 ⊙B種 ・C種	・A種 ・B種	・RA種 ・RB種 ・RC種	・行う
⊙コンクリート面	・A種 ⊙B種 ・C種	・A種 ・B種	・RA種 ・RB種 ・RC種	・行う
⊙せっこうボード面	・A種 ⊙B種 ・C種	・A種 ・B種	・RA種 ・RB種 ・RC種	・行う

8 ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)
(7.11.2)
(表7.11.1)

種別	素地ごしらえ（新規面）	下地調整（改修面）	着色の適用
・A種 ・B種	・A種 ・B種	・RA種 ・RB種 ・RC種	・適用しない ・適用する

9 ピグメントステイン塗り
(7.12.2)(表7.12.1)

改修標準仕様書（7.12.2),(表7.12.1)による。

10 木材保護塗料塗り(WP)
(7.13.2)
(表7.13.1)

種別	素地ごしらえ（新規面）	下地調整（改修面）
・A種 ・B種	A種	・RA種 ・RB種 ・RC種

8の1 耐震改修工事 共通事項

（一般事項）
1 適用範囲
(8.1.1)
(8.1.2)

工事内容
- 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事
- 鉄骨ブレースの設置工事
- 柱補強工事（溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法）
- 柱補強工事（鋼板巻き工法又は帯板巻き付け工法）
- 連続繊維補強工事
- 耐震スリット新設工事
- 免震改修・制振改修工事

工事種別
- 鉄筋工事
- あと施工アンカー工事
- コンクリート工事
- 鉄骨工事
- グラウト工事
- 連続繊維補強工事
- スリット新設工事
- 免震改修、制振改修工事
- 土工事及び地業工事

8の2 耐震改修工事 撤去工事

1 既存部分の撤去等
(8.21.2)

撤去の範囲
- 図示（図面番号： ）
- 新設のコンクリート、モルタル、グラウト材、鉄骨、連続繊維に接する部分
- 既存コンクリート撤去範囲に面する部分
- （ ）

既存設備機器、配管撤去、新設、移設等処置
本工事の範囲
- 本工事の範囲として図示された設備機器及び配管、盤類の撤去及び処分
- 設備機器及び配管、盤類の撤去及び処分は本工事の範囲としない。
- （ ）

撤去範囲 ・図示（図面番号： ）

2 既存構造体の撤去
(8.21.2)
(8.22.2)
(8.23.2)
(8.24.4)

既存構造体の撤去
撤去範囲 ・図示（図面番号： ）
はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置

既存鉄筋コンクリート内の鉄筋の切断

鉄筋の切断	範囲	適用
・既存鉄筋は切断せず残す	・図示（図面番号： ） ・全ての撤去部分 ・（ ） ・適用なし	
・コンクリートの撤去範囲の周囲より一定長さを残し切断する	・図示（図面番号： ） ・全ての撤去部分 ・（ ） ・適用なし	
・コンクリート撤去範囲の鉄筋は切断する	・切断せず残す範囲を除く撤去する既存鉄筋コンクリートの範囲 ・（ ）	

はつりだした鉄筋の処置
- 鉄筋に損傷を与えないよう適切な養生を施す。
- （ ）

はつりだした鉄骨の処置
- 発泡スチロール等で養生する。
- （ ）

（既存部分の処理）
3 既存構造体コンクリートの表層目荒らし
(8.21.3)
(8.22.3)
(8.23.3)

既存構造体コンクリート面の表層目荒らし
目荒らし程度
- 平均深さ2～5mmで最大深さ5～7mm程度の凹面を、打継ぎ面の15～30%程度の面積となるように施す。
- 図示（図面番号： ）

8の3 耐震改修工事 鉄筋工事

1 鉄筋
(8.2.1)
(表8.2.1)

材料 改修標準仕様書(表8.2.1)による

種別	径(mm)
・SD295	
・SD345	
・SD390	
・（ ）	

2 溶接金網
(8.2.2)

網目の形状、寸法及び鉄線の径

網目の形状、寸法	鉄線の径(mm)

3 加工
(8.3.2)

90°未満の折曲げの内法直径 ・図示（図面番号： ）

4 鉄筋の継手及び定着
(8.3.4)

	径	部位
重ね継手	・D16以下	
ガス圧接	・D19以上	

主筋及び耐力壁の重ね継手の長さ
- 改修標準仕様書(8.3.4)(3)(ｱ)による
- 図示（図面番号： ）

継手位置
- 各部配筋参考図による
- 図示（図面番号： ）

先組み工法等
- 柱・梁主筋の継手を同一箇所に設ける

鉄筋の定着長さ
- 改修標準仕様書(表8.3.4)による
- （表8.3.4）のフックありの定着長さを確保できない場合の折曲げ定着の方法 図示（図面番号： ）
- 図示（図面番号： ）

機械式定着工法 適用箇所（ ） 種類（ ）

帯筋組立の形、継手及び定着
- 図示（図面番号： ）

5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔
(8.3.5)
(表8.3.6)

鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ ・（ ）mm

6 各部配筋

・図示（図面番号： ）

7 ガス圧接
(8.3.8)

圧接完了後の試験
超音波探傷試験 ・行う ・行わない

（現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事及び鉄骨ブレースの設置工事等）
8 割裂補強筋
(8.21.6)
(8.22.7)

割裂補強筋の適用

種類	材料	材種		本数・ピッチ	適用箇所
・スパイラル筋	・鉄筋コンクリート用棒鋼 ・（ ）	・R235 ・（ ） ・（ ）	・6Φ ・9Φ ・（ ）	スパイラルの径(mm) （ ） スパイラルのピッチ(mm) （ ）	・図示 （図面番号： ）
・はしご筋	・鉄筋コンクリート用棒鋼(異形鉄筋) ・（ ）	・295 ・（ ）	・10 ・（ ）	壁内方向筋 （ ） 壁面外方向筋 （ ）	

9 鉄筋の機械式継手及び溶接継手
(8.4.2)
(8.4.3)

- 機械式継手
  種類 （ ） 適用箇所 （ ）
  性能 （ ） 鉄筋相互のあき （ ）mm
  試験項目（ ） 方法（ ）
  不合格となった継手部への措置等 （ ）
- 溶接継手
  工法 （ ） 適用箇所 （ ）
  性能 （ ） 鉄筋相互のあき （ ）mm
  試験対象 （ ）
  不合格となった溶接部への措置等 （ ）

8の4 耐震改修工事 コンクリート工事

（コンクリート工事一般事項）
1 コンクリートの種類及び強度
(8.1.3)
(8.1.4)

コンクリートの類別
- Ⅰ類 ・Ⅱ類

普通コンクリートの設計基準強度

設計基準強度Fc [N/mm2]	適用範囲	気乾単位容積質量	スランプ
・24		・2.3t/m3程度	
・（ ）			

(8.9.1)
(8.9.2)
(表8.9.1)

軽量コンクリートの設計基準強度

設計基準強度Fc [N/mm2]	種類	適用箇所	気乾単位容積質量	スランプ
・	・1種 ・2種			
・（ ）				

2 構造体コンクリートの仕上り
(8.1.4)
(表8.1.4)
(表8.1.5)

合板せき板を用いる場合の打放し仕上げの種別
- A種 ・B種 ・C種

コンクリートの仕上りの平たんさ
- a種 ・b種 ・c種

（コンクリート）
3 コンクリートの材料
(8.2.5)
(表8.2.3)

セメントの種類
- 普通ポルトランドセメント
- 高炉セメントA種
- シリカセメントA種
- フライアッシュセメントA種
- （ ）
- 高炉セメントB種及びフライアッシュセメントB種

適用箇所 （ ）

骨材
アルカリシリカ反応性による区分
- A
- B

- 特殊な骨材の使用
  - フェロニッケルスラグ骨材
  - 銅スラグ細骨材
  - 電気炉酸化スラグ骨材
  - 再生骨材H（普通エコセメントを使用するコンクリートに限る）

4 混和材料
(8.2.5)

- 混和剤
  混和剤の種類
  - 改修標準仕様書(8.2.5)(4)(ｱ)による
  - 図示（図面番号： ）
- 混和材
  混和材の種類
  - 改修標準仕様書(8.2.5)(4)(ｲ)による
  - 図示（図面番号： ）

5 調合管理強度
(8.2.5)
(8.8.3)
(8.10.2)

構造体強度補正値（S）
- 3N/mm2 ・6N/mm2 ・（ ）

6 型枠
(8.2.7)
(8.7.8)

材料
- 複合合板（厚さ ・12mm ・（ ））

スリーブ
- 材種（ ） 規格（ ）

型枠存置期間及び取外し
- 普通エコセメント使用の場合の最小存置期間 （ ）

7 暑中コンクリート
(8.10.2)

スランプ
- 21cm ・（ ）

構造体強度補正値（S）
- 0N/mm2 ・3N/mm2 ・6N/mm2 ・（ ）

8 無筋コンクリート
(8.11.1)

コンクリートの種類
- 普通コンクリート ・（ ）

設計基準強度
- 18N/mm2 ・（ ）

スランプ
- 15cm ・18cm ・（ ）

（現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事、溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法）
9 コンクリートの打込み工法等
(8.21.8)
(8.23.5)

部位別のコンクリートの打設工法の指定

補強工法	打設工法	部位
現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事	・流込み工法 改修標準仕様書(8.21.8)(1)(ｱ)及び(2)	・全ての増設壁 ・図示（図面番号： ） ・（ ）
	・圧入工法 改修標準仕様書(8.21.8)(1)(ｲ)及び(3)	・全ての増設壁 ・図示（図面番号： ） ・（ ）
	・工法指定なし	・全ての増設壁 ・図示（図面番号： ） ・（ ）
	・（ ）	・図示（図面番号： ） ・（ ）
鉄筋コンクリート柱の溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法	・流込み工法 改修標準仕様書(8.21.8)(1)(ｱ)及び(2)	・全ての増設壁 ・図示（図面番号： ） ・（ ）
	・圧入工法 改修標準仕様書(8.21.8)(1)(ｲ)及び(3)	・全ての増設壁 ・図示（図面番号： ） ・（ ）
	・工法指定なし	・全ての増設壁 ・図示（図面番号： ） ・（ ）
	・（ ）	・図示（図面番号： ） ・（ ）

(8.23.6)

柱頭柱脚の隙間部間の型枠
- 発泡プラスチック保温材等を埋込む
- （ ）

柱頭柱脚の隙間寸法
- 図示（図面番号： ）

打ち込みコンクリート又はグラウト材の厚さ
- 図示（図面番号： ） ・60mm ・（ ）

10 増設壁工事後の仕上げ
(8.21.10)
(8.23.7)

- 図示（図面番号： ）

特記事項		設計		縮尺	N・S	勢和中学校技術棟屋根及び外壁等改修工事	図番	年月日
						図名 特記仕様書5	No. A 05	

8の5 耐震改修工事 あと施工アンカー工事

(あと施工アンカー)

1 あと施工アンカーの材料 (8.2.4) (表8.2.2)

種類

・ 金属系 セットの方式 ・ 本体打込み式（ ・ 改良型 ・ 従来型）
径及び埋込み長さ ・ 図示（図面番号： ）
引張耐力 ・ 図示（図面番号： ）
せん断耐力 ・ 図示（図面番号： ）
接合筋の種類・径・長さ ・ 図示（図面番号： ）

・ 接着系 カプセル型回転 ・ 打撃式 ・ 有機系 ・ 無機系
径及び埋込み長さ ・ 図示（図面番号： ）
引張耐力 ・ 図示（図面番号： ）
せん断耐力 ・ 図示（図面番号： ）
アンカー筋の種類 ・ 図示（図面番号： ）
アンカー筋の新設壁内への定着長さ ・ 図示（図面番号： ）

あと施工アンカーの性能確認試験 ・ 行う ・ 行わない

2 あと施工アンカーの施工 (8.12.4) (8.12.6) (8.12.7)

穿孔
埋込み配管等の探査の方法
・ 鉄筋探知機(金属探知機)により検査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。
・ はつり出しによる。
・（ ）

あと施工アンカーの施工確認試験 ・ 実施する ・ 実施しない
試験方法 ・ 引張試験機による引張試験 ・（ ）
１ロットの単位 ・ １日に施工されたものの径及び仕様ごと ・（ ）
試験の箇所数 ・ １ロットに対し３本（無作為） ・（ ）
確認強度 ・（ ）

(場所打ちコンクリート壁の増設工事)

3 シアコネクター

場所打ちコンクリート壁の打増部に用いる既存部とのシアコネクタ
種類 ・ 金属系あと施工アンカーの異形差筋アンカー
・ 接着系あと施工アンカーの異形差筋アンカー
径[mm] ・ Ｄ１０
長さ[mm] ・ 増打壁厚－４０ ・（ ）
彫込み深さ[mm] ・ ５ｄ(d: シアコネクタの径)以上 ・（ ）
間隔[mm] ・ ５００×５００

シアコネクタとセパレーターの兼用 ・ 兼用してもよい ・ 兼用しない ・（ ）

8の6 耐震改修工事 鉄骨工事

1 鉄骨製作工場 (8.1.5)

㈳日本鉄骨評価センター又は㈳全国鉄骨評価機構の「鉄骨製作工事の性能評価基準」に定めるグレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場
・ Ｊ ・ Ｒ ・ Ｍ ・ Ｈ ・ Ｓ

2 鉄骨製作工場における施工管理技術者 (8.1.6)

施工管理技術者（鉄骨製作管理技術者、鉄骨工事管理責任者等）の配置
・ しない ・ する

3 鋼材 (8.2.8)

種類・形状及び寸法 ・ 図示（図面番号： ）

4 高力ボルト (8.2.9) (8.14.2) (8.14.7)

高力ボルトの適用
・ トルシア形高力ボルト２種（S10T）
・ JIS形高力ボルト２種（F10T）
・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト1種（F8T相当）

ねじの呼び
・ 図示（図面番号： ）

すべり試験
・ 行う（試験方法等 図示：図面番号 ）

JIS形・ナット回転法かつボルト長がねじの呼びの５倍を超える場合の回転量
・ （ ）

5 溶接材料 (8.2.10)

・ 改修標準仕様書(8.2.10)(1)(2)以外の溶接材料
材料及び使用箇所 ・ 図示（図面番号： ）

6 仮組 (8.13.10)

仮組の実施
・ 実施する（ ） ・ 実施しない

7 溶接作業を行う技能資格者 (8.15.3)

溶接作業における技能資格者の技量付加試験
・ 実施する（ ） ・ 実施しない

8 溶接の準備 (8.15.4)

開先の形状 ・ 図示（図面番号： ）

9 溶接施工 (8.15.7)

鋼製エンドタブの切断 ・ 適用箇所 図示（図面番号： ）
切断面の仕上げ ・（ ）
鋼製エンドタブに代わるその他の工法
鋼製エンドタブに代わるその他の工法については、代替エンドタブ（セラミックタブ又はフラックスタブ）を用いたものとし、工法の採用にあたっては、以下の項目の両方とも満足することを条件とし、監督員の承諾を受けること。
１．相当数の代替エンドタブによる溶接を行ったことがある工場での製作であること。
２．製作工場がＪ、Ｒ、Ｍグレードの場合は、溶接技能者がＮＰＯ法人日本エンドタブ協会による固形タブに係るエンドタブ施工講習修了者（溶接技能者・Ａ級以上）又はＡＷ検定協議会による代替エンドタブ技量認定資格者とすること。また、製作工場がＨ、Ｓグレードの場合は、溶接技能者がＡＷ検定協議会による代替エンドタブ技量認定資格者とすること。

板厚が異なる場合の突合せ継手溶接部
・ 低応力高サイクル疲労を受ける部位 図示（図面番号： ）
スカラップの形状 ・ 図示（図面番号： ）

10 溶接部の試験 (8.15.12)

溶接部の外観試験 ・ 試験方法（ ） ・ 確認方法（ ）
完全溶込み溶接部の超音波探傷試験
工場溶接の場合
・ 全数試験とする
・ 公共建築工事標準仕様書(令和7年度版)(7.6.12)(b)による。
平均出検品質限界(A0QL) ・ 4.0% ・ 2.5% ・（ ）
検査水準 ・ 第６水準 ・（ ）
ロットの構成（ ）

工事現場溶接の場合
・ 全数試験とする
・ 公共建築工事標準仕様書(令和7年度版)(7.6.12)(b)による。
平均出検品質限界(A0QL) ・ 4.0% ・（ ）

11 鉄骨の錆止め塗装 (8.17.2) (8.17.4)

鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブの内面（鉄骨に溶接されたものに限る）
・ 改修標準仕様書(7.4.2)(表7.4.1) （ ）種
耐火被覆材の接着する面の塗装範囲 ・図示（図面番号： ）
・ 改修標準仕様書(7.4.2)(表7.4.1) （ ）種
耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲 ・図示（図面番号： ）

12 耐火被覆の種類及び性能 (8.18.2) (8.18.3)

部位	種類	材料・工法	耐火性能

13 ブレース設置工事後の仕上げ (8.22.9)

・ 図示（図面番号： ）

14 スタッド (8.2.11)

スタッドの種類 ・（ ）

8の7 耐震改修工事 グラウト工事

(グラウト工事)

1 モルタル及びグラウト材 (8.2.6) (8.2.12) (表8.2.5) (表8.2.10)

構造体用モルタル
・ 改修標準仕様書(8.2.6)及び(8.2.12)による。
無収縮モルタル
・ 改修標準仕様書(8.2.12)(1)による
・（ ）
グラウト材
・ 改修標準仕様書(8.2.12)(2)による。

(現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事及び鉄骨ブレースの設置工事等)

増設の現場打ち鉄筋コンクリート壁と既存構造体との隙間の処置方法

部位	処理方法	備考
・ 増設壁の上部	・ グラウト材を注入 ・（ ）	・ 寸法は図示による
・（ ）	・（ ）	・（ ）

2 既存構造体との取合部の処理方法 (8.21.9) (8.22.7)

8の8 耐震改修工事 柱補強工事

(連続繊維補強工事)

1 連続繊維シート等による工法 (8.24.1)

連続繊維による補強、補修工法
・ (財)日本建築防災協会の評価を受けた工法とする。
・（ ）

2 連続繊維シート及び含浸接着樹脂等の材料 (8.2.13)

連続繊維の材料
・（ ）
工法
・（ ）
引張強度（含浸硬化後）
・（ ）
ヤング係数（含浸硬化後）
・（ ）

3 連続繊維シートの施工準備

仕上げモルタルの除去
・ 既存構造躯体面まで除去する
・ モルタル除去は行わない
・（ ）

既存モルタルの圧縮強度測定
・ 行う（ ）
・ 行わない

ひび割れ部の改修工法
・ 樹脂注入工法
・ Ｕカットシール材充填工法
・ シール工法

4 鋼板巻き工法及び帯板巻き付け工法 (8.23.6)

柱頭柱脚の隙間寸法
・ 図示（図面番号： ）

5 耐震補強後の仕上げ (8.23.7) (8.24.7)

・ 図示（図面番号： ）

6 炭素繊維シートの施工

炭素繊維の目付量
・ 図示（図面番号： ）
・ 200g/m2
・ 300g/m2
・（ ）
炭素繊維シートの巻き数
・ 図示（図面番号： ）
・ １巻き
・ ２巻き
・（ ）

7 連続繊維補強材の強度試験 (8.24.6)

引張強度試験
・ 実施する（JIS A1191に準拠する）
試験数量（ ）
・ 実施しない
付着強度試験
・ 実施する（JIS A6909に準拠する）
試験数量（ ）
・ 実施しない
耐震スリットの種類及び形状
完全スリットの形状

8の9 耐震補強工事 スリット新設工事 免震改修工事 制振改修工事

(耐震スリット新設工事)

1 スリットの種類 (8.25.1) (8.25.2)

耐震スリットの種類及び形状
完全スリットの形状

	一般型	一面せん断型	
記号			
形状	・ 図示（図面番号： ）	・ 図示（図面番号： ）	
幅W (mm)	・ 図示（図面番号： ） ・（ ）	・ 図示（図面番号： ） ・（ ）	
既存鉄筋の処理	・既存鉄筋はつり出し ・切断してよい ・（ ）	・切断してよい ・（ ）	

部分スリットの形状

	片側スリット	両面スリット	
記号			
形状	・ 図示（図面番号： ）	・ 図示（図面番号： ）	
幅W (mm)	・ 図示（図面番号： ） ・（ ）	・ 図示（図面番号： ） ・（ ）	
目地部の残存厚さ	・ 壁厚の1/2以下かつ70mm以下	・ 壁厚の1/2以下かつ70mm以下	
ts (mm)	・（ ）	・（ ）	
既存鉄筋の処理	・ 存置する ・ 既存鉄筋はつり出し ・ 切断してよい ・（ ）	・ 存置する ・ 切断してよい	

2 スリットの施工

スリット部の配管等の調査
範囲 ・ スリット新設部に伴う鉄筋コンクリートの撤去範囲全て。
・ 図示（図面番号： ）
・（ ）
方法 ・ 鉄筋探査機（金属探知器）により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。

スリットの逃げ位置
壁上端部 ・ 梁との接合部 ・（ ）
壁の柱きわ部 ・ 柱の仕上げを逃げたきわ部 ・（ ）
壁下端部 ・ 床仕上げ上部 ・ 床体上部 ・（ ）

撤去部の補修
・ 図示（図面番号： ）

充填材
・ 耐火材 使用箇所（ ） 仕様（ ）
・ 遮音材 使用箇所（ ） 仕様（ ）

3 免震・制振改修 (8.26.1)～(8.27.9)

免震改修、制振改修に関する仕様は、図示する。

8の10 その他工事

1 土工事 (8.28.2) (8.28.3)

既存杭の撤去
・ 図示（図面番号： ）
埋戻し及び盛土の材料及び工法
・Ａ種 ・Ｂ種 ・Ｃ種 ・Ｄ種
建設発生土の処理
建設発生土は、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止及び生活環境の保全上支障が生じないよう、関係法令等に基づき適正に処理すること。
・現場内利用できる ・仮置き場所（ ） ・運搬距離（ Km ）
・現場内利用できない
・受入地指定 受入地の条件
・受入先、施工条件、特定条件等 （図面番号： ）
・運搬距離（ Km）
・受入料金あり ・受入料金なし
・受入地未定につき別途協議する。 暫定運搬距離（ Km ）

2 地業工事 (8.28.4)

杭の施工監理
杭工事特記仕様書による。
適用基準
本特記事項に個別に記載の適用基準に加え、以下の基準を適用する。
国土交通省告示第468号 「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置」(平成28年3月4日)

施工記録
受注者は、杭の施工期間中は、１ 週間ごとに、その週に施工した杭の施工記録を取りまとめ、翌週以内に監督員に、工事打合せ簿を添付したうえで提出し、確認を受けること。また電流値が記録されたチャート紙等の原本を合わせて提示し、必ず監督員の確認を受けること。
なお、取得すべき施工記録が取得できない場合に、当該施工記録に代替する記録を確保するための手法については、施工計画書に明記しておくこと。

根拠資料
共通仕様書、特記仕様書及びその他基準書等の定めにより作成した施工管理資料の根拠となる資料（施工記録の原本、チャート紙、電子的な記録やプリントアウト紙等）は、受注者において全て適切に管理し、保管しなければならない。
保管期間は契約書第３１条第４項又は第５項（第３８条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から１０年とする。
また、発注者から請求があった場合は、速やかにこれらを提出または提示しなければならない。

試験杭及び試験掘
・ 試験杭 位置、本数及び寸法は図示(図面番号：)による。
・ 試験掘 位置、本数及び寸法は図示(図面番号：)による。

杭の支持層
支持層の位置、土質、杭の根入れ長さ ・ 図示(図面番号：) ・（ ）
水平方向の位置ずれの精度
・ （ ）mm以下

特記事項	設計	縮尺	N・S	勢和中学校技術棟屋根及び外壁等改修工事	図番	年月日
				図名 特記仕様書6	No. A 06	

杭の載荷試験
試験方法　・鉛直載荷　・水平載荷　・（　　）
試験の方法及び報告書の記載は、敷地調査共通仕様書による。
位置　・図示(図面番号：　　)　載荷荷重　（　　kN）
報告書　・提出部数　2部

地盤の載荷試験
試験方法　・平板載荷　・（　　）
試験の方法及び報告書の記載は、敷地調査共通仕様書による。
位置　・図示(図面番号：　　)　載荷荷重　（　　kN）
報告書　・提出部数　2部

杭地業の工法、寸法
・図示（図面番号：　　）

杭頭処置
・行う　・行わない

砂利及び砂地業
範囲　・図示（図面番号：　　）　厚さ（mm）　・60　・（　　）

捨てコンクリート地業
範囲　・図示（図面番号：　　）　厚さ（mm）　・50　・（　　）

⑨ 環境配慮改修工事

① 石綿含有建材の除去工事
(9.1.1)

・石綿粉じん濃度測定
測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）
・	測定１	処理作業前	処理作業室内	計　箇所
・	測定２		調査対象室外部の付近	計　箇所
・	測定３	処理作業中	処理作業室内	計　箇所
・	測定４		負圧・除じん装置の排出吹出し口	出口吹出し風速1m/s以下の位置 計　箇所
・	測定５		処理作業室外（敷地境界）	計　箇所
・	測定６	処理作業後（シート養生中）	処理作業室内	計　箇所
・	測定７	処理作業後シート撤去後１週間以降	処理作業室内	計　箇所
・	測定８		調査対象室外部の付近	計　箇所

測定方法

	測定 3	測定 1,2,4,6,7,8	測定 5
メンブレンフィルタ直径(mm)	25	25	47
試料の吸引流量(L/min)	・1　・（　　）	・5　・（　　）	・10　・（　　）
試料の吸引時間(min)	・5　・（　　）	・120　・（　　）	・240　・（　　）

(9.1.3)
・石綿含有吹付け材の除去
除去対象範囲　・図示（図面番号：　　）
除去工法　・改修標準仕様書9.1.3(2)(7)による　・（　　）
除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止
・湿潤化　・固形化
除去した石綿含有吹付け材等の処分
・埋立処分（管理型最終処分場）　・中間処理（溶融又は無害化による）

(9.1.4)
・石綿含有保温材等の除去
除去対象範囲　・図示（図面番号：　　）
除去方法　・改修標準仕様書9.1.4(1)による　・（　　）
除去した石綿含有保温材等の処分
・埋立処分（管理型最終処分場）　・中間処理（溶融又は無害化による）

(9.1.5)
⊙ 石綿含有成形板の除去
除去対象範囲　・図示（図面番号：　　）
石綿含有せっこうボードの処分
・埋立処分（管理型最終処分場）
石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板の処分
・埋立処分（安定型最終処分場）　・中間処理（溶融又は無害化による）

(9.1.6)
・石綿含有仕上塗材の除去
除去対象範囲　・図示（図面番号：　　）
除去工法　・（　　）
除去した石綿含有仕上塗材等の処分
・埋立処分（安定型最終処分場）　・中間処理（溶融又は無害化による）
汚泥としての処理　・必要　・不要
※大気汚染防止法および石綿障害予防規則に加え、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和7年3月訂正事項を反映)」に基づき適切に処理すること。

⊙ 除去等作業の結果報告
除去等作業が終了したときは環境省令で定めるところにより、その結果を遅滞なく発注者に書面で報告すること。

2　外断熱改修工事
(9.2.2)

断熱材

種類	厚さ[mm]
・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	
・押出法ポリスチレンフォーム断熱材（スキンなし）	
・硬質ウレタンフォーム断熱材	
・フェノールフォーム断熱材	
・ロックウール断熱材	
・グラスウール断熱材	
・（　　）	

施工箇所
・図示（図面番号：　　）　・（　　）

外装材

種類	防火性能	備考
・		

(9.2.3)
既存外壁の措置
既存外壁仕上げ材の撤去　・あり　・なし
下地面の清掃　・行う　・行わない
欠損部の改修工法　・充填工法　・モルタル塗替え工法　・（　　）

(9.2.4)
工法
通気層の有無　・あり（　　mm）　・なし
断熱材の施工　・断熱材製造所の仕様による　・（　　）
外装材の施工　・外装材製造所の仕様による　・（　　）
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
・適用する（建築基準法に基づき定まる風圧力の（　・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法）
・適用しない
不陸等の下地調整　・行う

3　断熱・防露改修工事
(9.3.2)

・断熱材打込み工法

種類	厚さ[mm]
・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	
・押出法ポリスチレンフォーム断熱材（スキンなし）	
・硬質ウレタンフォーム断熱材	
・フェノールフォーム断熱材	
・（　　）	

施工箇所　・図示（図面番号：　　）　・（　　）

(9.3.3)
・断熱材現場発泡工法
断熱材の種類　・Ａ種１　・Ａ種１Ｈ　・（　　）
厚さ（mm）　・25　・30　・（　　）
施工箇所　・図示（図面番号：　　）

・現場発泡断熱材
（品質・性能）
工事建築材料等品質性能表による
（試験方法）
工事建築材料等品質性能表による

(9.3.4)
・断熱材後張り工法

種類	せっこうボード等の張り付け	厚さ［mm］
・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	・有　・無	
・押出法ポリスチレンフォーム断熱材	・有　・無	
・硬質ウレタンフォーム断熱材	・有　・無	
・フェノールフォーム断熱材	・有　・無	
・（　　）	・有　・無	

施工箇所　・図示（図面番号：　　）　・（　　）

4　屋上緑化改修工事
(9.4.1)
(9.4.2)
(9.4.3)

植栽基盤及び材料
屋上緑化軽量システム
・適用する　・適用しない
芝及び地被類の樹種並びに種類等　・図示（図面番号：　　）　・（　　）
見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等　・図示（図面番号：　　）　・（　　）
工法
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
・適用する（建築基準法に基づき定まる風圧力の（　・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法）
・適用しない
かん水装置　・設置する（種類　・　　・　　）
既存保護層の撤去　・行う　・行わない

5　透水性アスファルト舗装改修工事
(9.5.2)～
(9.5.7)
(9.5.9)

既存舗装の撤去及び再利用　・図示（図面番号：　　）　・（　　）
路床
路床の材料

種別	材料	厚さ[mm]
・盛土	・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種 ・建設汚泥から再生した処理土	・図示（図面番号：　　） ・（　　）
・凍上抑制層	・再生クラッシャラン　・クラッシャラン ・切込み砂利 ・川砂、海砂又は良質な山砂（7μmふるい通過量10%以下） ・（　　）	・図示（図面番号：　　） ・（　　）
・フィルター層	・砂 ・（　　）	・図示（図面番号：　　） ・（　　）

路床安定処理
・添加材料による安定処理
種類　・普通ポルトランドセメント　・高炉セメントＢ種　・フライアッシュセメントＢ種
・生石灰（・特号　・１号）　・消石灰（・特号　・１号）
添加量（　　kg/m2）（目標CBR　・５以上　・　　）

・ジオテキスタイル
単位面積質量　・60g/m2以上　・（　　）
厚さ[mm]　・0.5～1.0　・（　　）
引張強さ　・98N/5cm（10kgf/5cm）以上　・（　　）
透水係数　・1.5×10^-1cm/sec 以上　・（　　）

試験
路床土の支持力比（ＣＢＲ）試験　・行う　・行わない
路床締固め度の試験　・行う　・行わない
現場ＣＢＲ試験　・行う　・行わない

路盤
路盤の構成及び厚さ　・図示（図面番号：　　）　・（　　）
路盤材料　・再生材のクラッシャラン
・クラッシャラン鉄鋼スラグ
・図示（図面番号：　　）
・（　　）

試験
路盤締固め度の試験　・行う　・行わない

舗装

材料	厚さ[mm]
ストレートアスファルト	・図示（図面番号：　　） ・（　　）

試験
開粒度アスファルト混合物等の抽出試験　・行う　・行わない
舗装の平たん性　・著しい不陸がないもの　・（　　）

特記事項		設計		縮尺	N・S	勢和中学校技術棟屋根及び外壁等改修工事	図番	年月日
						図名 特記仕様書7	No. A/07	

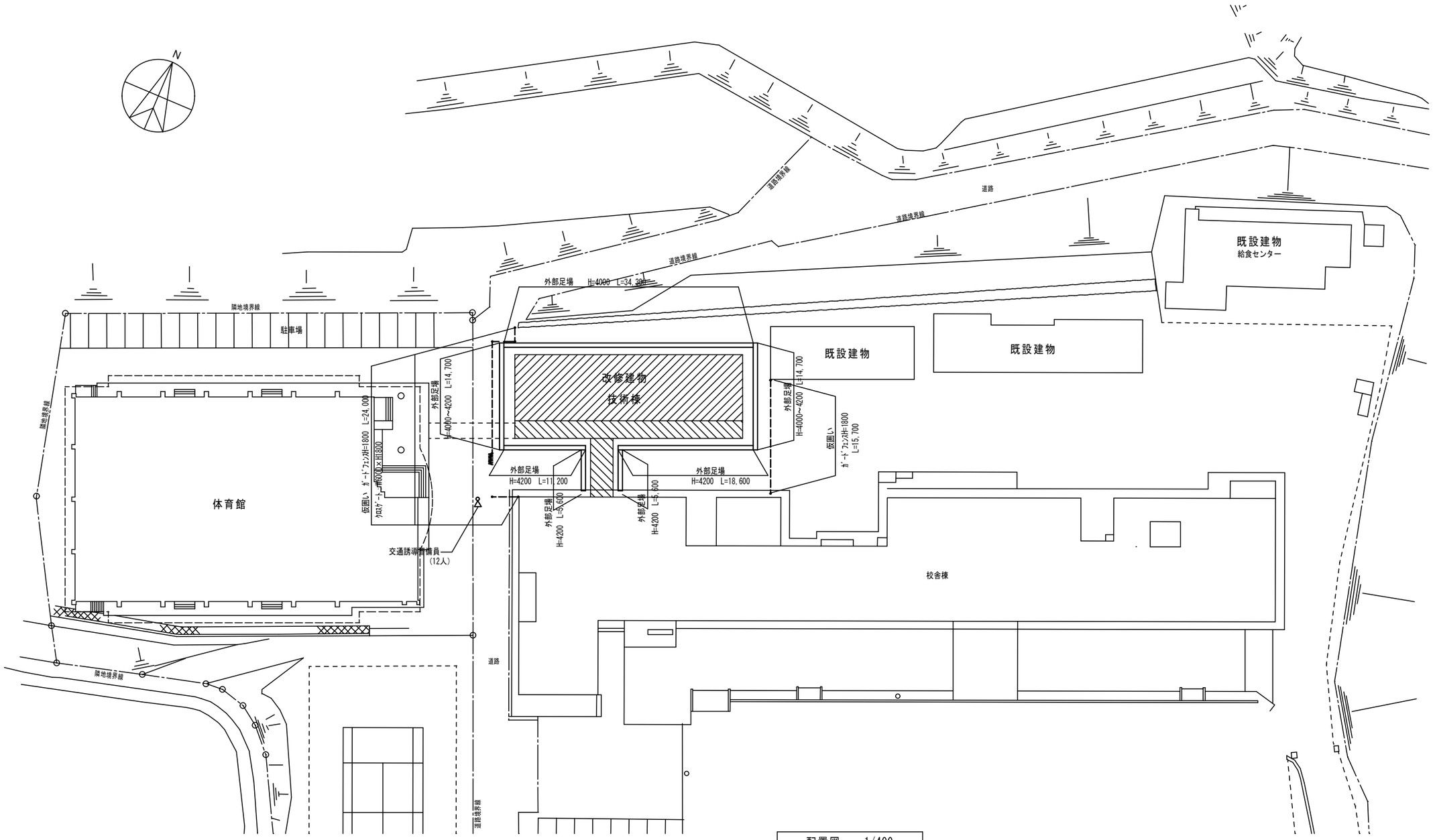

配置図　1/400

外部足場仕様

外部足場：くさび緊結式足場　手すり先行型
幅：600
高さ：4000～4200
ネット養生：メッシュシート

特記事項		設計		縮尺	1/400	勢和中学校技術棟屋根及び外壁等改修工事	図番	年月日
						図名 配置図・仮設計画図（参考図）	No. A / 08	

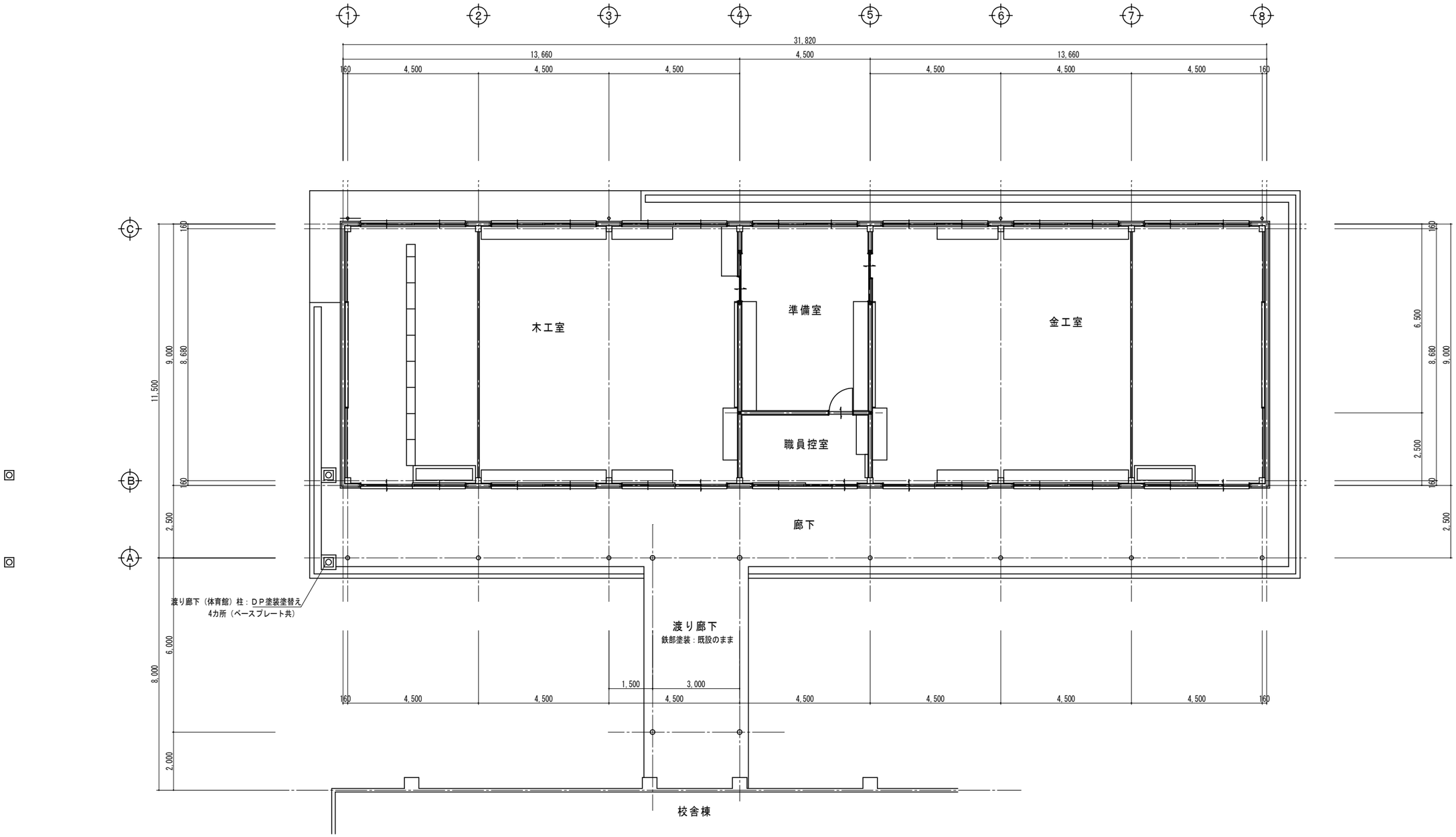

特記事項		設計		縮尺	1/100	勢和中学校技術棟屋根及び外壁等改修工事 図名 1階平面図	図番 No. A/09	年月日

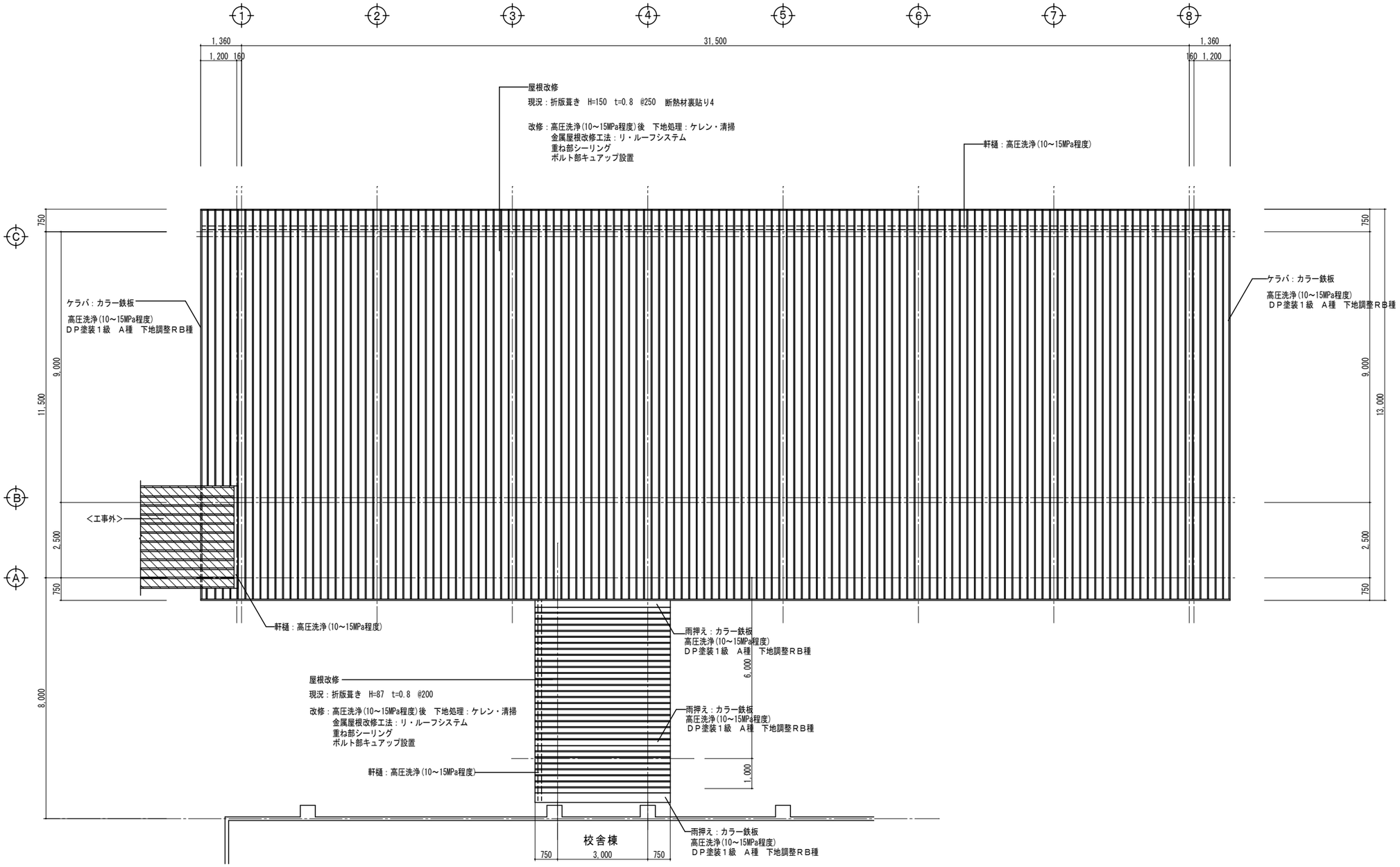

特記事項		設計		縮尺	1/100	勢和中学校技術棟屋根及び外壁等改修工事	図番	年月日
						図名 屋根伏図	No. A / 10	

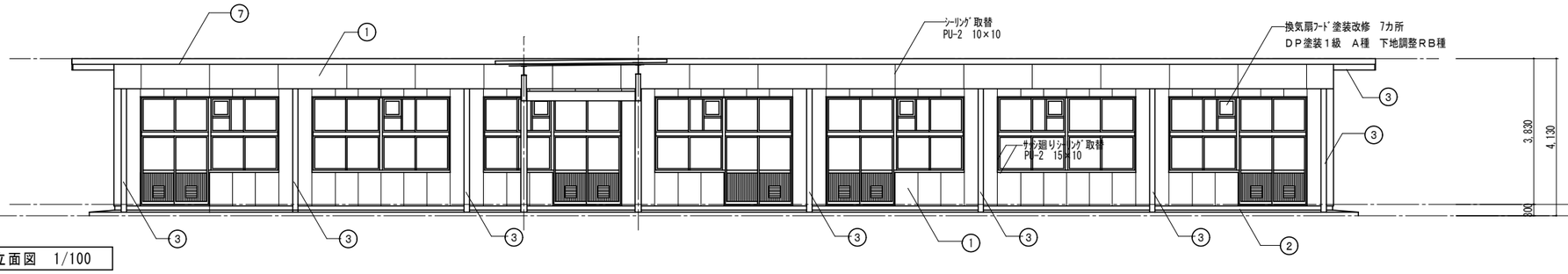

南立面図 1/100

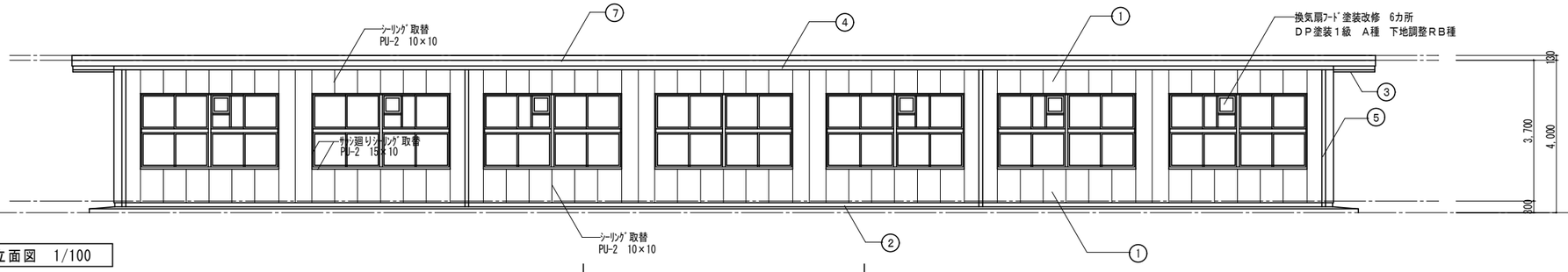

北立面図 1/100

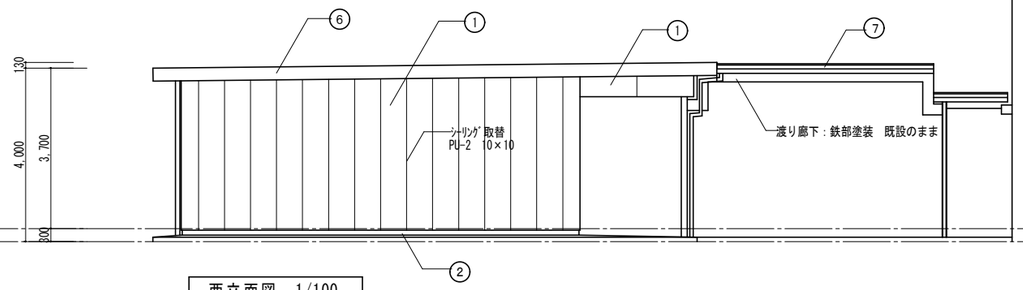

西立面図 1/100

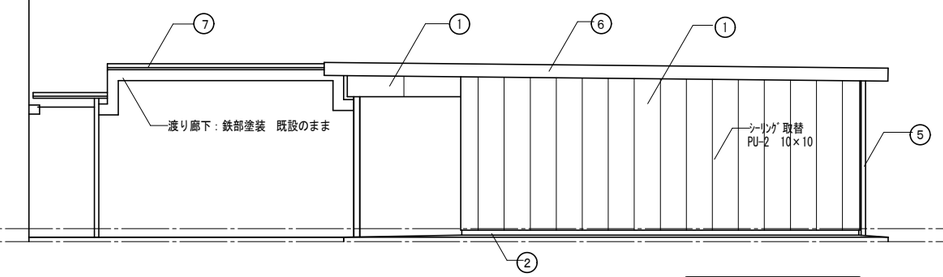

東立面図 1/100

記号	現況	改修		現況	改修
①	ＡＬＣ版t=50 アクリル系リシン吹付	高圧洗浄(10～15MPa程度) 複層塗材Ｅ ローラー塗 下地調整(C-1)	⑥	カラー鉄板	高圧洗浄(10～15MPa程度) ＤＰ塗装１級 Ａ種 下地調整ＲＢ種
②	基礎巾木 モルタル金コテ押え	高圧洗浄(10～15MPa程度)	⑦	折版 軒先化粧フレーム	高圧洗浄(10～15MPa程度) ＤＰ塗装１級 Ａ種 下地調整ＲＢ種
③	鉄骨柱、梁 ＯＰ塗装	ＤＰ塗装１級 Ａ種 下地調整ＲＢ種 錆止塗装 水系 Ｂ種	○		
④	軒樋 硬質塩ビ 100×120 ＯＰ	内側つまり洗浄 ＤＰ塗装１級 Ａ種 下地調整ＲＢ種	○		
⑤	タテ樋 硬質塩ビ φ100 ＯＰ	ＤＰ塗装１級 Ａ種 下地調整ＲＢ種	○		

特記事項	設計	縮尺	1/100	勢和中学校技術棟屋根及び外壁等改修工事	図番	年月日
				図名 立面図	No. A / 11	

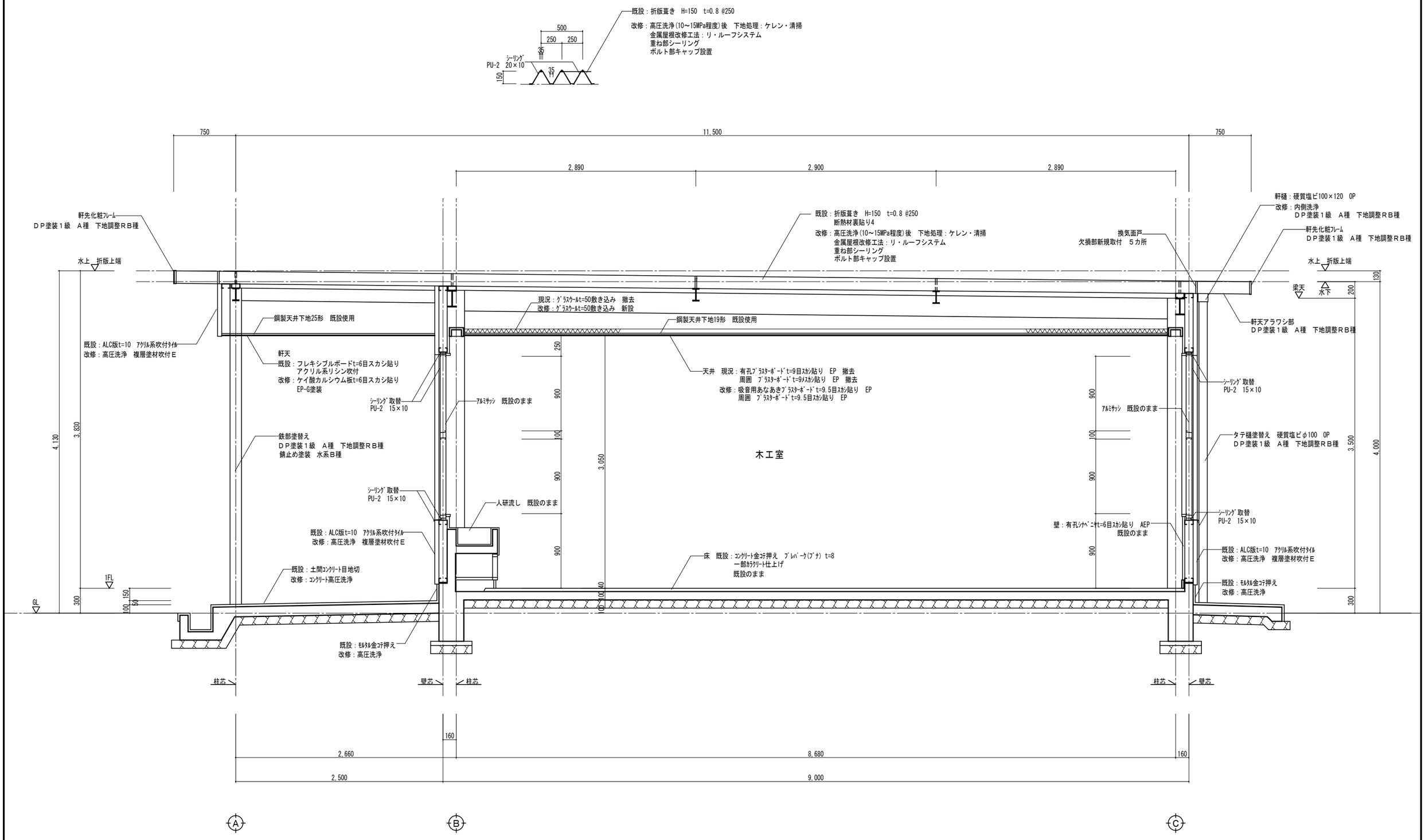

特記事項		設計		縮尺	1/30	勢和中学校技術棟屋根及び外壁等改修工事	図番	年月日
						図名　断面図	No. A / 12	

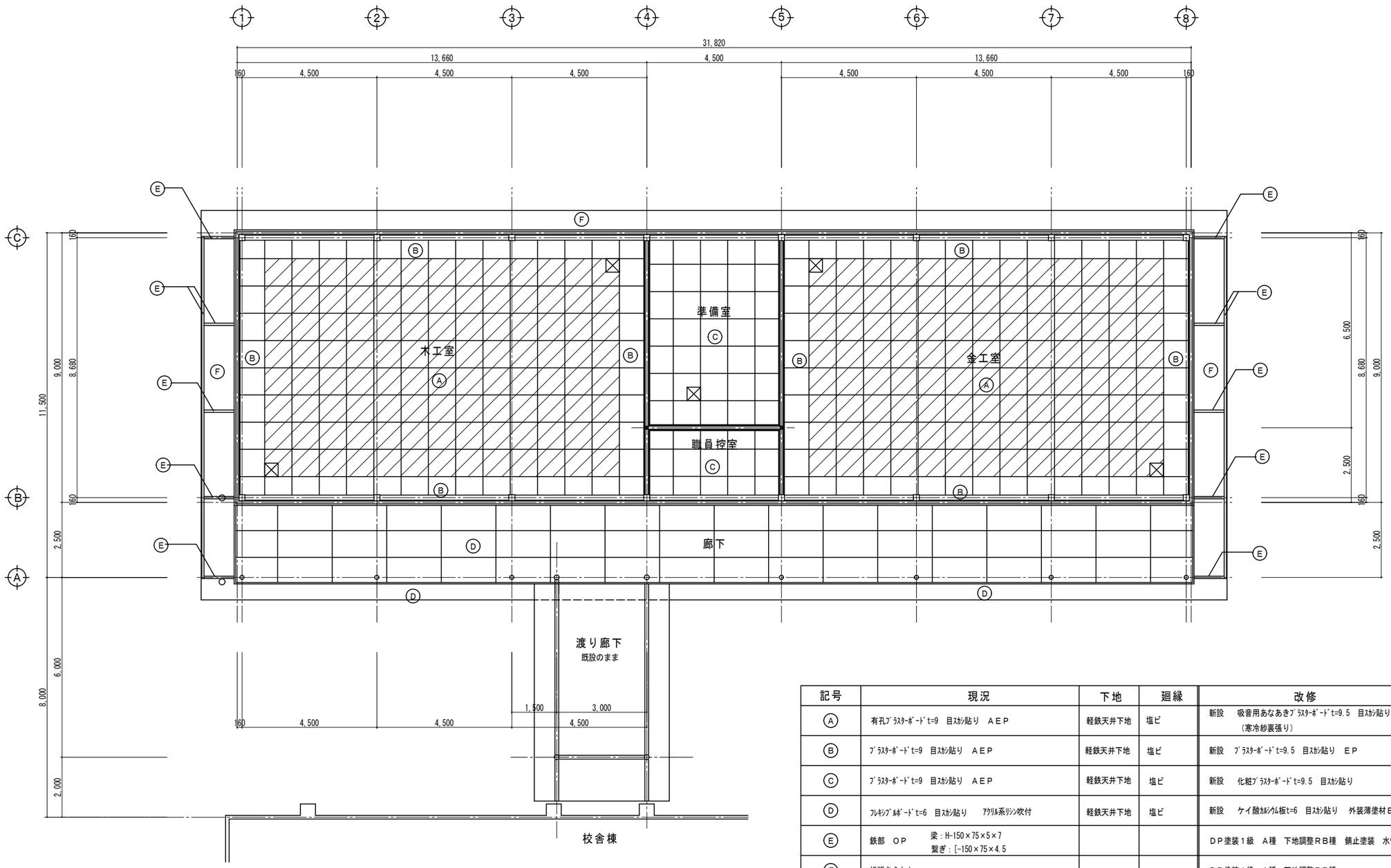

記号	現況	下地	廻縁	改修	下地	廻縁
Ⓐ	有孔ﾌﾟﾗｽﾀｰﾎﾞｰﾄﾞt=9　目ｽｶｼ貼り　ＡＥＰ	軽鉄天井下地	塩ビ	新設　吸音用あなあきﾌﾟﾗｽﾀｰﾎﾞｰﾄﾞt=9.5　目ｽｶｼ貼り　ＥＰ（寒冷紗裏張り）	既設使用	新設　塩ビ
Ⓑ	ﾌﾟﾗｽﾀｰﾎﾞｰﾄﾞt=9　目ｽｶｼ貼り　ＡＥＰ	軽鉄天井下地	塩ビ	新設　ﾌﾟﾗｽﾀｰﾎﾞｰﾄﾞt=9.5　目ｽｶｼ貼り　ＥＰ	既設使用	新設　塩ビ
Ⓒ	ﾌﾟﾗｽﾀｰﾎﾞｰﾄﾞt=9　目ｽｶｼ貼り　ＡＥＰ	軽鉄天井下地	塩ビ	新設　化粧ﾌﾟﾗｽﾀｰﾎﾞｰﾄﾞt=9.5　目ｽｶｼ貼り	既設使用	新設　塩ビ
Ⓓ	ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙﾎﾞｰﾄﾞt=6　目ｽｶｼ貼り　ｱｸﾘﾙ系ﾘｼﾝ吹付	軽鉄天井下地	塩ビ	新設　ケイ酸ｶﾙｼｳﾑ板t=6　目ｽｶｼ貼り　外装薄塗材Ｅ吹付	既設使用	新設　ｱﾙﾐ
Ⓔ	鉄部　ＯＰ　梁：H-150×75×5×7　繋ぎ：[-150×75×4.5			ＤＰ塗装１級　Ａ種　下地調整ＲＢ種　錆止塗装　水性Ｂ種		
Ⓕ	折版あらわし			ＤＰ塗装１級　Ａ種　下地調整ＲＢ種		
⊠	天井点検口　ｱﾙﾐ製450×450　撤去			新設　天井点検口　ｱﾙﾐ製450×450		

特記事項		設計		縮尺	1/100	勢和中学校技術棟屋根及び外壁等改修工事	図番	年月日
						図名 天井伏図	No. A / 13	

建具記号	1/AD 木工室・金工室 2ヶ所	2/AD 職員控室 3ヶ所	1/AW 木工室・金工室 9ヶ所					
姿図	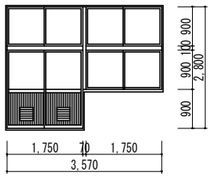	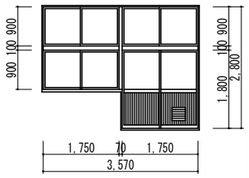	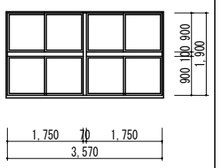					
型式	アルミ引違い窓付き引違い戸	アルミ引違い窓付き片引き戸	アルミ2段2連引違い窓					
内法	3，570×2，800	3，570×2，800	3，570×1，900					
硝子	ﾄｰﾒｲｔ=3、ｽﾘｶﾞﾗｽt=3	ﾄｰﾒｲｔ=3、ｽﾘｶﾞﾗｽt=3	ﾄｰﾒｲｔ=3、ｽﾘｶﾞﾗｽt=3					
材質	アルミ	アルミ	アルミ					

※　サッシ廻りシーリング改修（既設撤去後新設）：　PU-2　15×10

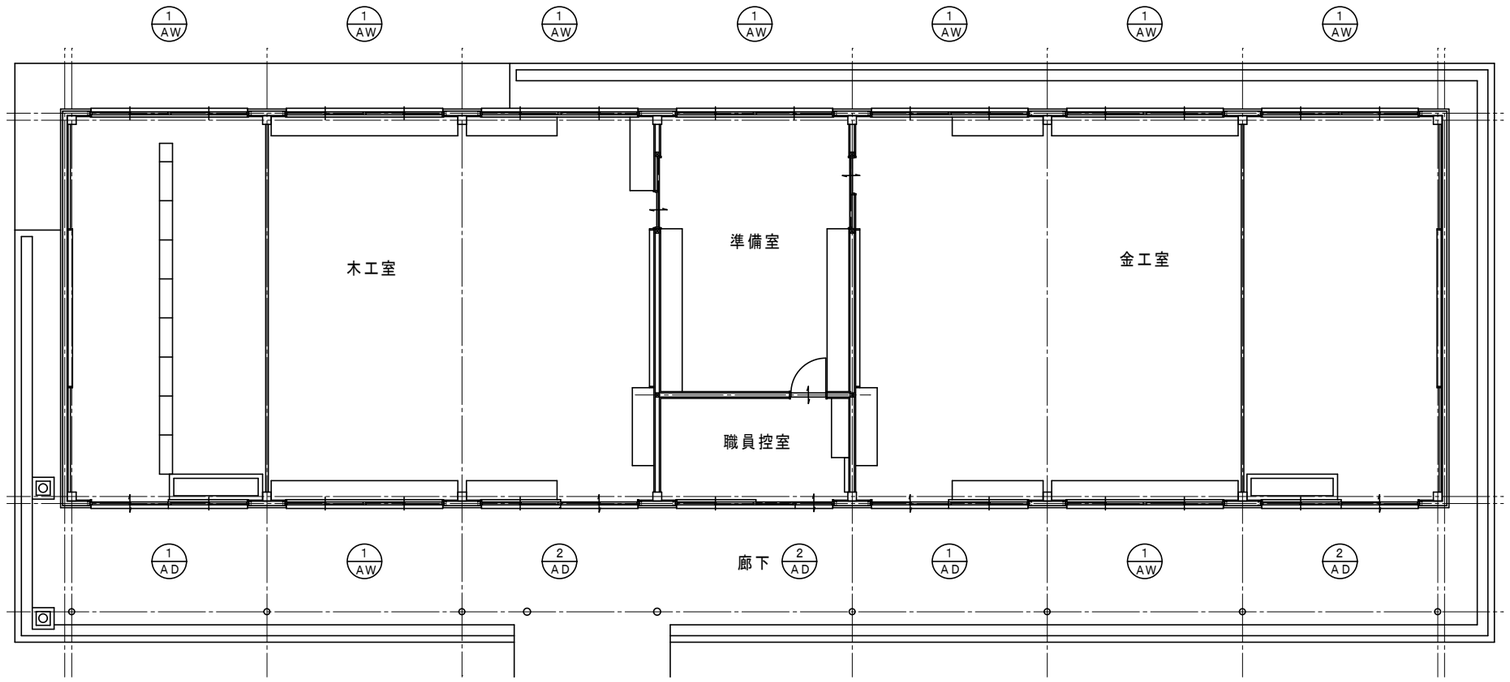

建具指示図　1/100

特記事項		設計		縮尺	1/100	勢和中学校技術棟屋根及び外壁等改修工事 図名　建具表・建具指示図	図番 No. A/14	年月日

電気設備工事特記仕様書

Ⅰ．工事概要

１．工事名称　勢和中学校技術棟屋根及び外壁等改修工事

２．工事場所　三重県多気郡多気町片野　地内

３．建物概要　技術棟　Ｓ造　平屋建　延べ面積　286.38㎡　用途区分(7)項

用途区分は消防法施行令別表第一による表記

４．工事種目
下記において●印を付した工事を対象とする。
●電力設備　・受変電設備　・電力貯蔵設備　・発電設備
・通信・情報設備　・中央監視制御設備　・医療関係設備
・構内配電線路　・構内通信線路　・その他

Ⅱ．共通仕様
図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。
・三重県公共工事共通仕様書（令和６年７月制定版)(令和７年７月一部改定)
・三重県建設工事実務必携（令和７年４月１日版）
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
「公共建築工事標準仕様書」（建築、電気、機械設備工事編　令和７年版）
「公共建築改修工事標準仕様書」(建築、電気、機械設備工事編　令和７年版)
「公共建築設備工事標準図」（電気、機械設備工事編　令和７年版）
・電気設備に関する技術基準を定める省令（電気設備技術基準）
・電気工事業の業務の適正化に関する法律
・電気工事士法
・労働安全衛生法
・消防関連法規（条例・所轄署指導要領を含む。）
・電力会社供給約款
・その他関連法令、関連諸基準

Ⅲ．一般共通事項
下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。

１．一般事項
（1）工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。
（2）設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書のとおりに施工することで将来不具合が発生しうると予想される場合については、その都度、監督員と協議すること。
　なお、設計図書のとおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じること。
（3）他工事との取合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直し施工を行うこと。

２．技術検査
中間技術検査　実施回数（＊）回　実施する段階（＊＊＊＊　　）

３．火災保険等
三重県建設工事請負契約書第53条第１項の規定により、火災保険、組立保険又はその他の保険等に加入し、その加入証券等を提示しなければならない。
①　保険の目的物　工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）
②　保険の加入期間　工事着手後速やかに加入し、完成引渡しまでの間
③　保険金額　原則として請負金額に相当する金額
④　被保険者　発注者、請負者及びその全ての下請負人

４．足場等
●別契約の関係受注者（下請け工事の場合は元請け）が定置したものは無償で使用できる。
・本工事で設置する。
　足場を設ける場合には、「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の(1)手すり据置き方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）第１編第２章2.2.2より足場の種別は以下による。
・ 単管足場　・ くさび緊結式足場　・ 枠組足場
● 脚立、可搬式作業台　・ 移動式足場　・ 移動式昇降足場　・ 高所作業車
　高さが５ｍ以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）によるものとする。

５．三重県産業廃棄物税
本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には、完成年度の翌年度の４月１日から８月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して、当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。
なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。

６．電気工作物の種類
・一般電気工作物　●自家用電気工作物

７．電気工事士
電気工事士法の区分により施工するものとし、契約電力が５００kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工するものとする。

８．電気工事業の業務の適正化に関する法律
電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

９．電気保安技術者
電気工作物に係る工事は電気保安技術者を配置し、工事期間中の電気工作物の保安業務を行う。
また、電気主任技術者が選任されている施設においては、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、工事の調整にあたる指導を受けるものとする。
なお、電気主任技術者の立会費用は、下記のとおりとする。
・受注者負担　・不要　・その他（　　）

10. 品質計画
品質計画については、監督員の承諾を受けること

11. 測定機器の校正等
試験に使用する計測器類は２年以内の校正証明書（写）又は有効期限内の精度保証書（写）等を提出する。
　また、照度計、騒音計、振動レベル計等の特定計量器を用いて計測する場合は、計量法に基づく検定に合格し、かつ検定有効期限内のものを使用する。

12. 施工計画等
受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。
なお、書類の作成においては、関連する関係者と十分に調整すること。
①　総合施工計画書
　包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。
②　工種別施工計画書（施工要領書）
　各種工種ごとに作成し、停電及び搬入計画書も作成する。
③　施工図（ブロット図、平面図、展開図、各種詳細図）
　主要機器、重量機器、３kg超過吊器具類等については、固定方法、吊り方法等の詳細図を作成し、十分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。
④　耐震計算書、幹線計算書等
⑤　照度分布図、センサ動作範囲図など

13. 機材等
工事に使用する材料及び機器等については、次の書類を提出する。
①　使用機材届出書
②　機器明細図
　使用機材届出書に記載のものの他、監督員の指示による。
③　各種計算書
　設計図書による他、監督員の指示による。
④　機材の品質・性能証明
　設備機材については、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明資料（「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」（(一社)公共建築協会）による場合は評価書の写し）を監督員に提出する。また、品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努め、「みえ・グリーン購入基本方針」に準ずること。
　建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。
　三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員との協議による。
（認定製品の品名：　　）
　下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努めること。
（認定製品の品名：間伐材製工事用バリケード・看板・標示板・　　）

14. 工事写真
営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（令和5年版））に従い、工事写真を撮影すること。
なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について（令和5年3月1日付け国営建技第14号）」による。

15. 施工条件
監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。
（1）施工可能日
・指定なし
・一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等）
●指定あり
　指定日（・施設休業日　●打ち合わせ　・その他（　　））
（2）施工可能時間帯
・指定なし
・一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等）
●指定あり
　指定時間（・(　)時～(　)時　●打ち合わせ　・その他（　　））
（3）概成工期
・適用する（工事期日より(　)日前）　・適用しない
（4）その他
（　　）

16. 埋蔵文化財調査
埋蔵文化財の調査が行われる場合は協力すること。
●試掘調査を実施する（発見された場合、発掘調査等の実施あり）　・発掘調査等の実施あり

17. 部分引渡し等
部分引渡し等がある場合は協力すること。
・部分引渡しあり　・部分使用あり
　該当部分（　　）　時期（　　）

18. 事故の発生時
工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。
なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。

19. コブリス・プラスへの登録
請負金額１００万円以上の工事について、受注者は工事着手前に「再生資源利用計画書」(建設資材の搬入がある場合)及び「再生資源利用促進計画書」（建設副産物の搬出がある場合)を作成し、施工計画書に含めて監督員へ写しを提出するとともに法令等に基づき、再生促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
また、工事完了後には「再生資源利用実施書」（建設資材の搬入があった場合）及び「再生資源利用促進実施書」（建設副産物の搬出があった場合）をすみやかに作成し、監督員へ写しを提出すること。
なお、各計画書及び実施書の作成等は、ＪＡＣＩＣが運営する「コブリス・プラス」に登録のうえ、行うこと。

20. 発生材の処理等
・本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」施行令で定める建設工事の規模に関する基準（建築設備工事は、新築、改修を問わず請負金額1億円）以上の工事である。
　分別解体等及び特定建設資材の再資源等の実施について適正な措置を講ずることとする。工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。
　分別解体等の方法
　工種　・新築　・増築　・修繕　・模様替　・解体　・その他（　　）
　分別解体の方法　・手作業　・手作業、機械作業併用
（1）引き渡しを要するものは下記のとおりとし、それ以外は別途監督員の指示による。
（　　）
（2）特別管理産業廃棄物
・変圧器　・コンデンサ　・その他（　　）
　現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。

　なお、施工に際してＰＣＢ等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。
（3）現場内において再利用を図るもの
・発生土　・その他（　　）
（4）再資源化を図るもの
・コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊　・建設発生木材　・（　　）
（5）水銀使用製品産業廃棄物として取り扱うもの
●蛍光ランプ　・ＨＩＤランプ（高輝度放電ランプ）　・その他（　　）
「水銀廃棄物ガイドライン 第４版」（令和7年3月 環境省　環境再生・資源循環局　廃棄物規制課）に基づき適切に　処理すること。
（6）発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調書」を提出すること。
　また、再利用を図るものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。
（7）引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。

21. 電子納品
（1）工事写真は「営繕工事に係る電子納品マニュアル（デジタル工事写真編）」等に基づき、電子媒体で提出すること。
（2）工事完成図書は「営繕工事に係る電子納品マニュアル（工事完成図書編）」に基づき、電子媒体で提出すること。

22. 官公署への手続き
工事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。
なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。
・消防設備関係　・電気工作物関係　・受電関係　・通信関係　・建設工事関係
・その他（　　）

23. 消防法関係の手続き
（1）消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成
・本工事　（・建築工事　・電気設備工事　・機械設備工事）　・別途工事
（2）防火対象物使用開始届出書
　書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。

24. 工事用仮設物
構内への設置　・できる（施設管理者と協議）　・できない

25. 工事用電力、水、その他
（1）本工事に必要な工事用電力、水等の費用は受注者の負担とする。
（2）本工事で新規受電または既設電気回路に接続し、通電した時から工事の範囲の電力料金も本工事に含まれる。また、本受電後，引渡しまでの電気主任技術者の選任及びこれに伴う費用負担も本工事に含まれる。

26. 工事中等の保安監理
電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。

27. 搬入計画
大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法（扉、天井高さ、搬入経路上の曲がり等）、障害物（足場等）、養生方法、運送車両、揚重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。

28. 製品確認
発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認をするものとする。

29. 機材等の検査及び試験
検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。

30. 完成確認及び完成検査時等の電源確保
機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。

31. 完成時の操作説明
総合盤等操作の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。また、必要に応じて操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えるものとする。

32. 下請次数制限及び県内（管内）企業優先使用
（1）本工事における下請の次数は、２次（建築一式工事は３次）までとする。
　なお、その次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
（2）本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（２次以下の請負人を含む）を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するように努めること。また、工事場所を所管する建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者を優先して選定するよう努めること。
　なお、県外企業を下請契約の相手方に選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。

33. 総合評価方式
総合評価方式の工事において、技術提案の不履行があった場合は、本工事の完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の技術評価点（満点）の１割を減点する。また、同一年度に複数工事で不履行があった場合は不履行工事件数に応じて、発注工事の技術評価点（満点）を減点する。

34. 不当介入を受けた場合の措置
暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第２条第１項第１４号）を受けた場合の措置について
（1）受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第２条第１項第１２号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
（2）(1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
（3）受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

35. 主任技術者又は監理技術者
（1）技術者要件
　工事現場に配置する主任技術者又は監理技術者は、本工事の入札公告で定める技術者要件を満たす者としなければならない。
（2）専任を要しない期間
　１）現場施工に着手するまでの期間
　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。
　２）検査終了後の期間
　工事完成後検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

36. 工事の一時中止
工事の一時中止の取り扱いについては「三重県工事一時中止に係るガイドライン」（令和7年7月一部改定三重県県土整備部）による。
三重県建設工事契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する基本計画書を発注者に提出し、協議する。
工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

37. 社会保険等未加入対策
（1）適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。
（2）受注者は、施工体制台帳・再下請通知書・作業員名簿により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

38. 現場での安全確保（自主施工の原則）
（1）受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。
（2）設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い、指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。

39. 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置
労働安全衛生法第30条第2項の規定が適用される場合、次の工事の受注者を指名する。
・本工事　●別途工事（●建築工事　・機械設備工事　・その他工事）

40. 猛暑への対策
・本工事は工期に猛暑による作業不能日数を見込んでいる。
（１）作業不能日数は、環境省が公表する観測地点（工事場所を所管する建設事務所管内の観測地点とする。なお、伊勢建設事務所管内においては小俣地点、尾鷲建設事務所管内においては尾鷲地点とする。以下観測地点）における WBGT 値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去５年分について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和 63年法律第 91 号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（３日）を除く。）において、８時から17時の間に WBGT 値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したものの５年分を平均したもの。
（２）気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する観測地点等における WBGT 値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が（１）の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
・本工事は、夏休み等の夏季の一定期間に現場施工の一部が必要となるため、猛暑対策を充分講じることにより、現場作業の安全に配慮し、工事を行うこと。

Ⅳ．施工仕様
下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。

１．既設設備等の調査
既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に十分な調査を行うこと。
（1）地中埋設管路
　１）項　目　●埋設配管　●構造物　・その他（　　）
　２）調査範囲　●埋設ルート　・その他（　　）
（2）貫通及びはつり
　１）項　目　●鉄筋　●配管　・その他（　　）
　２）調査範囲　●施工部分　・その他（　　）
（3）既設との取合い
　１）項　目　●接続箇所　●増設箇所　・その他（　　）
　２）調査範囲　●施工部分　・その他（　　）

２．施工前の測定等
改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認及び絶縁測定等を着工前に行い、監督員に報告すること。

３．耐震基準
耐震措置の計算及び施工方法は、次の基準を適用する。
（1）「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 平成25年版」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
（2）「建築設備耐震設計・施工指針　2014年版（（一財）日本建築センター）

４．耐震施工
（1）想定される地震に設備を対応させる。
（2）耐震計算書を監督員に提出する。
（3）耐震計算書に使用する諸条件は、以下とする。
　１）耐震安全性の分類　構造体(　)類、建築非構造部材(　)類、建築設備(　)類
　２）機器等の地震力　機器名
　設置階(　)、設計標準震度(　)、地域係数(1.0)

５．はつり
（1）穴開け及び補修　●なし　・あり（貫通場所及び口径は別図による）
（2）溝はつり及び補修　●なし　・あり（はつり深さは別図による）

６．あと施工アンカー
性能確認試験及び施工確認試験　・行う　●行わない

７．基礎の配線ピット
基礎に配線ピットを設ける場合、ピットの寸法は敷設するケーブルの曲げ半径、条数、将来増設時の作業性、事故時の対応、排水等に配慮する。

８．配管・配線の耐震処置
建物引込部の配管の耐震処置　・行う　・行わない
建物のエキスパンションジョイント部の配線の耐震処置　・行う　・行わない

９．最上階の埋込配管
最上階のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。

10. 露出配管
（1）雨線外など水気のある場所に施設する場合は、Ｕ字配管を行わない。
（2）附属品は、ねじ込み形を使用する。
（3）壁面配管で人が容易に触れるおそれのある部分（２ｍ以下）の配管には、突起のない支持金物又は保護カバーを使用する。
（4）通路部分では床配管を避け、天井配管の場合は原則２．１ｍ以上とする。
（5）監督員の指示がある場合は、上記に係わらずその指示に従う。

11. 合成樹脂管
（1）合成樹脂管の管端には、ブッシングを取り付ける。
（2）原則として屋外の露出には使用しない。（ＰＦ管）

特記事項		設計		縮尺	N・S	勢和中学校技術棟屋根及び外壁等改修工事 図名　電気設備特記仕様書　1	図番 No. E / 01	年月日

12. 予備配管等
（1）埋込型分電盤からの立上り予備配管は、予備回路が４回路以下は（ＰＦ２２）を１本、５回路以上は（ＰＦ２２）を２本施工する。スラブ天井の場合は、天井又は梁下２００㎜まで立上げ、位置ボックスを取付ける。また、二重天井の場合は、天井まで立上げ、位置ボックスを取付ける。
（2）防犯主装置、自動火災報知受信機、ＭＤＦ、警報盤等の間に移報のための空配管を行う。

13. 金属製電線管等の塗装
露出配管、露出ボックス、鋼製プルボックス等は、設計図書に塗装指示のある箇所及び建築意匠上必要な個所について塗装を施す。

14. 導入線
通線を行わない配管及び配線引抜き後に空となった配管には、導入線（φ１.２㎜以上の樹脂被覆鉄線等）を挿入する。ただし、長さ１ｍ以下の部分は省略することができる。

15. 予備スリーブ
梁下に配管・配線スペースがない梁には、１スパンに２本程度を予備スリーブとして埋込む。なお、防火区画貫通スリーブは、防火区画処理を行うこと。

16. 軽量間仕切のボックス
軽量間仕切に位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。

17. プルボックス
（1）屋外形、特殊な形状又は一辺が８００㎜以上のものは、製作図を提出すること。
（2）屋外形プルボックスはボックス内に支持ボルトが突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。

18. ボルト・ナット類
屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないもの
●ステンレス　・溶融亜鉛メッキ仕上げ

19. 環境に配慮した電線類の採用
電線、ケーブル及び通信線はＥＭ（エコマテリアル）ケーブルを使用すること。

20. ケーブル及び配線
（1）表示
下記の箇所で、ケーブル等に行き先等表示札（ケーブル種別及びサイズ、行き先、施工年、用途、施工者名等を表示。）を取り付ける。
① ケーブルがスラブを貫通する部分
② ケーブル分岐部分
③ 変電所内のケーブル引出し部分
④ 盤内及び接地端子箱の外部配線引込み部分
⑤ 屋内の直線部分は、３０ｍごと
⑥ プルボックス内
⑦ 屋外の共同溝等の直線部分は、５０ｍごと
⑧ 屋外の地中管路より建物内への引込み部分
⑨ マンホール及びハンドホールごと
（2）ケーブル余長
１）地中線式の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数
・２箇所　・４箇所　・（　　）箇所
２）架空線式の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数
・２箇所　・４箇所　・（　　）箇所
（3）耐候処置
高圧引下げケーブルの屋外露出部には高圧絶縁テープを施す。

21. 配線器具の設置
（1）特殊コンセントはプラグ付とする。
（2）電源の種類により色を区別する。
（3）公共住宅の住戸部分に設置するスイッチ・コンセントは原則として表示付とし、特記なきスイッチはワイドスイッチとする。
（4）配線器具を取り付ける場所が金属の場合は、絶縁枠を使用する。
（5）プレートは、図面に特記なき場合、新金属製とする。
（6）カバープレートは、原則として新金属製とする。
なお、器具を実装しない位置ボックスには用途表示をすること。
（7）フロアプレートは、水平高低調整型（空転防止リング付）とする。

22. 照明器具の設置
（1）照明器具を設置する前に、照度分布図を作成し監督員の承諾を得ること。
（2）照明器具取付完了後、照度測定を行う。照度計は一般形ＡＡ級とする。
（3）天井下地材より支持をする場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。
（4）パイプ吊りの照明器具は振れ止めを施工する。

23. 照明改修の際の測定
対象室の改修前後の照度及び回路電流値の測定を次のとおり行うこと。
測定箇所　（　＊＊＊＊＊　）　　測定回数　前後各（　＊　）回

24. 分電盤、制御盤、キュービクル等
（1）図面ホルダー内には、完成図及び回路の行き先がわかる図面を備える。また、既設分電盤・制御盤等を改造した場合は、図面を修正するものとする。

25. 受変電設備、発電設備の設置場所
（1）保守点検、防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。
（2）屋内に設置する場合は、床の強度計算書、換気計算書等を監督員に提出する。
（3）屋外に設置する場合は、機器及び基礎の質量を求め、地盤の許容地耐力を確認し、結果を監督員に提出する。
なお、地盤改良を行う場合は、工法について監督員と協議する。
（4）基礎の高さは周囲の状況を考慮する。
（5）電気室には水管、蒸気管、ガス管、ダクト等を通過させない。

26. 発電設備の燃料配管
（1）フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行う。
（2）配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を考慮し施工する。

27. 非常放送設備のスピーカ設置
（1）放送区域の各部からスピーカまでの水平距離は１０ｍ以内とする。
（2）階段等にスピーカを設置する場合は、垂直距離１５ｍ以内とする。
（3）増幅器からスピーカまでの配線及び非常電話の配線は、各系統ごとに独立させ、共通線方式は用いない。

28. 土工事
（1）埋戻しの材料及び工法
●Ｂ種　（ 材料：根切り土の中の良質土 / 工法：機器による締固め ）
・その他　（　　）
ただし、配管周りの埋戻し材料は山砂とする。
（2）特記なき地中埋設配管の深さは、ＧＬ―６００㎜以上とする。
（3）根切りの種類は、マンホール、ハンドホール、屋外受変電設備及び自家発電装置の基礎等は総掘り、埋設管路等は布掘り、外灯基礎、電柱等はつぼ掘りとする。
（4）機械掘削は根切り底を乱さないようにする。
（5）建設発生土の処理
・構内敷ならし　・処分地指定（　　）
・処分地未定につき相互協議する。暫定運搬距離（　）km

29. ハンドホール、マンホール
高さ９００㎜を超えるものにあっては、タラップ付とする。
なお、タラップの取付は４５０㎜間隔以内とする。

30. 地中配線路の表示杭
下記の箇所に、地中配線路の表示杭を設置する。
① 建物への引込口及び送出口付近
② マンホール・ハンドホール付近
③ 地中線路の曲折箇所
④ 道路横断箇所
⑤ 直線部分では３０ｍ程度に１個（３０ｍに満たない部分はその間に１個）

Ⅴ. 機器仕様
下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。
なお、詳細については図面による。

【電力設備】

1. 電灯設備
（1）既設等との取り合い　・無し　・盤改造　・配線接続　・電源供給　●その他（　照明器具更新　）
（2）機器類　●一般照明器具　・照明制御装置　・外灯（単独設置）　・コンセント等
・分電盤、制御盤等　・その他（　　）
（3）一般照明器具　１）形式　●公共型　●一般型
２）灯具　●ＬＥＤ灯　・その他（　　）
３）用途　●屋内用　●屋外用　・防災用
４）環境　●普通地域　・塩害地域
５）照明器具は、認証書又は認定書、試験成績書を提出すること。
（4）照明制御器　１）センサ類　・明るさセンサ　・人感センサ　・タイマ　・調光スイッチ
・その他（　　）
２）調光方式　・連続調光　・段階調光　・ＯＮ／ＯＦＦ制御
・その他（　　）
３）制御方式　・有線　・無線通信
（5）外灯（単独設置）　１）照明用ポール
①材質　・アルミニウム製　・鋼製　・溶融亜鉛メッキ
・その他（　　）
②配線用遮断器又はカットアウトスイッチ内蔵型とする。
２）基礎　・本工事　・別途工事　・既設利用　・その他（　　）
３）灯具　・ＬＥＤ灯　・その他（　　）
４）電源　・商用電源(60Hz)（・200V　・100V）　・その他（　　）
５）制御　・ＥＥスイッチ　・タイマ　・その他（　　）
６）接地　・単独接地（・本工事　・別途工事　・既設利用）　・共用
・その他（　　）
（6）コンセント等　・一般型　・防水型
・ﾊｲﾃﾝｼｮﾝｱｳﾄﾚｯﾄ　（・固定型　・上下動型(アップ式を含む)）
（7）分電盤、制御盤等　１）銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。
２）図面ホルダーは、Ａ４サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。
３）表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。
４）接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。
５）絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。
６）配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。

2. 動力設備
（1）既設との取り合い　・無し　・盤改造　・配線接続　・その他（　　）
（2）機器類　・分電盤、制御盤等　・その他（　　）
（3）負荷設備　・給水　・排水　・消火　・空調　・換気　・排煙　・昇降機
・その他（　　）
（4）負荷設備への接続　図面に特記明示がない場合、負荷設備への接続は本工事とする。
（5）電動機等の接地　●専用接地　・金属管接地（７.５ｋＷ以下）
（6）分電盤、制御盤等　１）銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、施工制御盤等年月、受注者名、施工者名を記載する。
２）図面ホルダーは、Ａ４サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。
３）表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。
４）接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。
５）絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。
６）配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。
７）電流計は赤指針付（定格電流指示）とする。

3. 雷保護設備
（1）避雷針　１）受雷部　●突針　・棟上導体　・笠木等の別途施工物
２）避雷導線　・引下げ導線　●建築構造体利用
３）接地極　●接地極埋設　・建築構造体利用　・測定用補助接地極
４）接地抵抗の測定
①測定方法　●電位差計方式　・電圧降下法
②測定回数　●３回　・（　　）回
５）接地極埋設標を設置する。
（2）雷サージ保護　１）耐雷トランス　・設置（・単相用　・動力用）　・設置しない
２）ＳＰＤ　・低圧用（・クラスⅠ　・クラスⅡ）
・通信用（・カテゴリＣ２　・カテゴリＤ１）
３）ＳＰＤの性能仕様は別図による
（3）電源回路保護　１）低圧用ＳＰＤに使用する配線用遮断器は警報接点付とする。
２）主幹機器の２次側に設ける場合の配線用遮断器は、定格遮断容量５ｋＡ以上とする。
（4）通信回線保護　電話回線、制御回線などの通信回線に侵入するおそれがある場所では、雷サージから機器を保護するため通信用ＳＰＤを設置する。

4. 接地設備
（1）接地工事　１）種別　●Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種
２）施工　●各種単独　・共用有り（　　）
（2）接地抵抗測定　１）測定方法　●電位差計方式　・電圧降下法
２）測定回数　●３回　・（　　）回
（3）接地極埋設標　接地には接地極埋設標を施工し、接地極の位置がわかるようにする。

【受変電設備】

5. 受変電設備　高圧以外の受変電設備については、本項によらず別図による。
（1）既設との取り合い　・無し　・改造（機器取替、追加等を含む）　・増設　・配線接続
・その他（　　）
（2）機器類　・盤類　・交流遮断器　・断路器　・避雷器　・負荷開閉器　・変圧器
・進相コンデンサ　・直列リアクトル　・配線用遮断器　・電磁接触器
・その他（　　）
（3）盤類　１）形式　●キュービクル式配電盤（JIS C 4620）
・高圧スイッチギア（JIS C 62271-200）（・LSC1　・LSC1-PI）
・開放形配電盤　・その他（　　）
２）中通路　・有　●無
３）特記事項　（　　）
（4）交流遮断器　真空遮断器（ＶＣＢ）
①操作方式　●手動ばね操作　・電動ばね操作　・電磁操作
②引外し方式　●電流引外し　・コンデンサ引外し　・直流電圧引外し
（5）断路器　１）形式　●３極単投　・単極単投（避雷器用に限る）
２）操作方式　●遠方手動操作　・フック棒操作（避雷器用に限る）
（6）負荷開閉器　１）形式　●配電盤用　●引込柱用　・地中引込用
２）配電盤用　①操作方式　●フック棒操作　・遠方手動操作　・電動操作
②限流ヒューズ　●有（ストライカ付き）　・無
③引外し装置　●ストライカ引外し　・電圧引外し　・無
３）引込柱用　①本体及び制御箱の材質　・ステンレス製　・鋼製
②保護装置　過電流蓄勢トリップ付地絡方向継電器とし、制御電源用変圧器内蔵とする
③避雷器　●内蔵　・無
４）地中引込用　保護装置は、過電流蓄勢トリップ付地絡方向継電器とし、制御電源用変圧器内蔵とする
５）紐　・エスロンロープ　・ポリエチレンロープ
・ロープガイド
（7）変圧器　１）形式　●油入　・モールド
２）設置方式　●屋外型　・屋内型
３）ダイヤル温度計　●有（●最大値指針 有　・最大値指針 無 ）　・無
油入５００ｋＶＡ以上、モールド１５０ｋＶＡ以上の場合は必須とする
（8）進相ｺﾝﾃﾞﾝｻ　１）絶縁方式　●油入　・モールド　・ガス入
２）その他　①内部異常を検知して動作する保護接点を設けること
②放電装置を附属又は内蔵すること
（9）直列ﾘｱｸﾄﾙ（進相ｺﾝﾃﾞﾝｻ用）　１）絶縁方式　●油入　・モールド
２）容量　●６％　・１３％
３）その他　内部異常を検知して動作する警報接点を設けること
（10）キュービクル等　１）銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。
２）図面ホルダーは、Ａ４サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。
４）接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。
３）表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。
５）絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。
（11）基礎　●本工事（●２１N/mm2　・１８N/mm2）　・別途工事　・既設利用
・その他（　　）
（12）配線ピット及び蓋　１）施工　●本工事　・別途工事　・既設利用　・その他（　　）
２）ピット蓋の加工が必要な場合は、本工事にて行うこと。
（13）設置場所　・屋内　●屋外（●地上　・屋上）

【電力貯蔵設備】

6. 直流電源設備
（1）用途　・非常用照明器具電源　・受電変設備制御電源　・その他（　　）
（2）容量　（　　）ｋＶＡ
（3）整流装置　１）出力電圧　直流（・１２Ｖ　・２４Ｖ　・４８Ｖ　●（　　）Ｖ）
２）整流装置は、蓄電池を充電するための電流並びに監視及び制御等で消費される電流を考慮して選定する。
（4）蓄電池　１）種類　●鉛蓄電池（・ＨＳ　・ＭＳＥ　・長寿命形ＭＳＥ）
・アルカ●蓄電池（・ＡＨ　・ＡＭＨ）
・その他（　　）
２）最低蓄電池温度　●５℃　・15℃　・25℃　・-5℃　・（　　）℃

7. 交流無停電電源設備
（1）用途　（　　）
（2）容量　（　　）ｋＶＡ
（3）給電方式　●常時インバータ給電方式　・ラインインタラクティブ方式
・常時商用給電方式　・その他（　　）
（4）整流装置等　整流装置、インバーター装置は、接続する負荷の特性を配慮し選定する。
（5）蓄電池　１）種類　●鉛蓄電池（・ＨＳ　・ＭＳＥ　●長寿命形ＭＳＥ）
・アルカリ蓄電池（・ＡＨ　・ＡＭＨ）
・その他（　　）
２）最低蓄電池温度　●５℃　・15℃　・25℃　・-5℃　・（　　）℃
（6）性能　停電補償時間　（　　）

8. 電力平準化用蓄電設備　・仕様詳細は別図による。

9. 分散電源エネルギーマネジメントシステム　・仕様詳細は別図による。

【発電設備】

10. 燃料式発電設備
（1）用途　１）用途　●防災電源専用（防災認定品）　・防災電源兼用（防災認定品）
・一般用
２）区分　・常用　●非常用
（2）設置場所　●屋内　・屋外（・普通地域　・塩害地域）
（3）機器　●発電装置　●燃料槽　●給油ボックス　●燃料移送ポンプ
・その他（　　）
（4）発電装置　１）種類　●ディーゼル発電装置　・ガスエンジン発電装置
・ガスタービン発電装置
２）形式　・簡易形　・オーブン式
●キュービクル式（●85dB(A)/1m　・75dB(A)/1m）
３）始動時間（停電検出後）　●１０秒以内　・４０秒以内
・（　　）秒以内
４）連続運転時間　・２時間以上　・１０時間以上　・２４時間以上
●７２時間以上　・その他（　　）
５）発電機
①電気方式　●三相３線式（・６.６ｋＶ　・２００Ｖ　・（　　）Ｖ）
・単相３線式（２００／１００Ｖ）
・単相２線式（・２００Ｖ　・１００Ｖ　・（　　）Ｖ）
②定格周波数　６０Ｈｚ
③定格出力　（　　）ｋＶＡ
６）原動機
①定格出力　●（　　）ｋＷ 以上　・（　　）ｐｓ 以上
②冷却方式　●ラジエータ方式　・その他（　　）
（5）燃料　１）種類　●軽油　・灯油　・Ａ重油　・その他（　　）
２）引渡時燃料　●満タン　・指定なし　・その他（　　）
（6）燃料槽　１）形式及び容量　・パッケージ搭載タンク（　　）リットル
・燃料小出槽（　　）リットル
・主燃料槽（　　）リットル
２）燃料小出槽　・屋外型（●ステンレス製　・鋼製）
・屋内型（・ステンレス製　●鋼製）
３）主燃料槽
①設置場所　・屋内　・屋外(地上)
●地下埋設（●タンク室内埋設　・直埋設）
②形式　●二重殻タンク　・一重殻タンク
・その他（　　）
③設置工事　●本工事　・別途工事　・その他（　　）
④タンク室工事　●本工事　・別途工事　・既設利用　・その他（　　）
（7）給油ボックス　１）材質　●ステンレス製　・鋼製　・その他（　　）
２）油量指示計　●有　・無
（8）燃料移送ポンプ　１）電動ポンプ　●歯車ポンプ　・油中ポンプ
２）手動ポンプ（ウイングポンプ）　●有　・無
３）電動ポンプ水没防止カバー　●有　・無
（9）基礎　●本工事（●２１N/mm2　・１８N/mm2）　・別途工事　・既設利用
・その他（　　）

11. その他発電設備　・（　　）の仕様詳細は別図による。

【通信･情報設備】

12. 構内情報通信網設備　・仕様詳細は別図による。

13. 構内交換設備
（1）機器　・交換装置　・電話機　・端子盤類　・アウトレット
・その他（　　）
（2）交換装置　１）種別　・構内交換装置（・デジタルPBX　・IP-PBX　・VoIPサーバ）
・ボタン電話装置
・その他（　　）
２）局線応答方式　・局線中継台　・分散中継台　・ダイヤルイン
・ダイレクトインダイヤル　・ダイレクトインライン
・その他（　　）
３）保安用接地　・本工事　・別途工事　・既設利用
・その他（　　）
４）本配電盤(MDF)　・自立ﾌﾚｰﾑ（・片面形　・両面形）　・交換機一体型
・壁掛型　・その他（　　）
５）電源装置　①形式　・別置型　・一体形　・その他（　　）
②停電補償時間　・３０分以上　・（　　）以上
（3）電話機　・一般電話機　・多機能電話機　・ＩＰ電話機
・ﾃﾞｼﾞﾀﾙｺｰﾄﾞﾚｽ電話機（PHS方式）　・IPｺｰﾄﾞﾚｽ電話機（無線LAN方式）
・その他（　　）
（4）端子盤類　１）端子盤　・中継端子盤（ＩＤＦ）　・室内端子盤
２）中継端子盤には実装数の２０％以上、室内端子盤には１０Ｐ以上の接続端子板スペースを見込む。
（5）アウトレット　・ローテンションアウトレット（・固定型　・上下動型（アップ式を含む））
・壁コンセント　・その他（　　）

14. 情報表示設備
（1）設備　・ﾏﾙﾁｻｲﾝ装置　・出退表示装置　・時刻表示装置　・警報等表示装置
仕様詳細は別図による。
（2）ﾏﾙﾁｻｲﾝ装置　仕様詳細は別図による。
（3）出退表示装置　仕様詳細は別図による。
（4）時刻表示装置　仕様詳細は別図による。
（5）警報等表示装置　１）機器　●表示盤　・検出装置　・その他（　　）
２）表示盤　①表示方式　●表示窓式　・その他（　　）
②施工　●本工事　・別途工事　・既設利用
・その他（　　）
３）検出装置　①検出方式　・電極　・無電圧接点　・その他（　　）
②施工　・本工事　・別途工事　・既設利用
・その他（　　）
４）図面に特記明示がない場合、検出装置への接続は本工事とする。

15. 映像音響設備　・仕様詳細は別図による。

特記事項		設計		縮尺	N・S	勢和中学校技術棟屋根及び外壁等改修工事	図番	年月日
						図名 電気設備特記仕様書　2	No. E 02	

16. 拡声設備
（1）機器　・増幅器　・付属機器　・操作装置　・スピーカ　・その他（　　）
・既設トランペットスピーカーの脱着
（2）増幅器　・非常放送兼用（仕様は非常放送装置を参照）
・専用　出力　（　　）W
出力インピーダンス　・Lo形　●Hi形
（3）付属機器　・オーディオミキサー　・リモコンマイク　・電源制御器
・録音再生装置（・ＣＤ　・メモリオーディオ　・その他（　　））
・アナウンスレコーダ（・チャイム　・独自メッセージ　・プログラムタイマ
・その他（　　））
・有線マイクロホン
・無線マイクロホン（・電波式（・アナログ　・デジタル）　・赤外線式）
・ラジオチューナー（・ＦＭ　・ＡＭ　・その他（　　））
・スピーカ切替装置　・その他の機器（　　）
（4）操作装置　・卓型　・キャビネットラック型　・壁掛型　・その他（　　）
（5）スピーカ　・非常放送兼用（仕様は非常放送装置を参照）
・専用　結線　●１Ｗ　・３Ｗ　・（　　）Ｗ
インピーダンス　・Lo形　●Hi形
設置場所　・屋内　・屋外　・その他（　　）

17. 誘導支援設備
（1）設備
（2）音声誘導装置　・音声誘導装置　・インターホン　・トイレ等呼出装置
1）検出方式　・磁気式　・無線式　・画像認識式　・その他（　　）
2）設置場所　・屋外（防雨形）　・屋内
3）機能　・自動火災報知設備より火災報知信号を受信した場合停止する
・タイムスケジュールにより停止及び開始を可能とする
・その他（　　）
4）機器　・制御装置　・送信機　・受信機　・その他（　　）
5）制御装置　・壁掛型　・卓上形　・複合盤組込　・その他（　　）
6）送信機　・壁掛形　・卓上形　・埋込形　・その他（　　）
7）受信機　・スピーカ式　・イヤホン式　・その他（　　）
（3）インターホン　1）用途　・内部受付用　・外部受付用　・夜間訪問用　・身体障害者用
・保守用　・その他（　　）
2）機能　●音声通話　・映像モニタ
3）通話網　●親子式　・相互式　・複合式
4）通話方式　・同時通話式　・交互通話式　・その他（　　）
5）機器　・親機　・子機　・その他（　　）
6）親機
①形状　・壁掛型　・卓上形　・複合盤組込　・その他（　　）
②送受話器　・電話機形　・マイク形　・その他（　　）
7）子機
①形状　・壁掛形　・卓上形　・埋込形　・その他（　　）
②送受話器　・電話機形　・マイク形　・その他（　　）
（4）トイレ等呼出装置　1）用途　・トイレ呼出　・受付呼出　・非常通報
・その他（　　）
2）機器　・親機　・呼出スイッチ　・警報装置　・その他（　　）
3）親機　・壁掛型　・卓上型　・複合盤組込　・その他（　　）
4）呼出スイッチ　●押ボタン式　・引紐式　・その他（　　）
5）警報装置　・光　・音声　●ブザー　・ベル　・その他（　　）

18. テレビ共同受信設備
（1）受信放送　・UHF　・BS　・CS　・FM　・CATV　・その他（　　）
（2）機器　・増幅器　・混合器　・分波器　・分岐器　・分配器　・機器収容箱
・アンテナ　・その他（　　）
（3）アンテナ　1）放送　・UHF　・BS　・CS　・FM　・その他（　　）
2）マスト　・地上波用（・壁面取付　・自立　・既設利用）
・衛星用　（・壁面取付　・自立　・既設利用）
・その他（　　）
3）自立用基礎　・本工事　・別途工事　・既設利用
・その他（　　）

19. 監視ｶﾒﾗ設備　・仕様詳細は別図による。

20. 駐車場管制設備　・仕様詳細は別図による。

21. 防犯・入退室管理設備　・仕様詳細は別図による。

22. 自動火災報知設備
（1）機器　・受信機　・副受信機（表示装置）　・中継器　・発信機　・感知器
・光警報装置　・その他（　　）
・既設総合盤の更新及び感知器の脱着
（2）受信機　1）型式　・Ｐ型１級　・Ｐ型２級　・Ｒ型
2）回線数　・（　　）回線　・（　　）アドレス
3）試験機能　・自動試験機能　・遠隔試験機能
4）盤形式　・複合盤組込　・自立型　・壁掛型
・その他（　　）
（3）副受信機（表示装置）　1）盤形式　・自立型　・壁掛型　・その他（　　）
2）回線数　・（　　）回線　・（　　）アドレス
3）表示装置の仕様詳細は別図による。
試験機能　・自動試験機能　・遠隔試験機能
（4）中継器　1）型式　・アドレス付　・Ｐ型１級　・Ｐ型２級
（5）発信機　2）消火栓ポンプ起動　特記なき場合は、発信機連動方式とし、発信機表面に「消火栓起動」等の文字を併記する。
3）設置　・単独設置　・機器収容箱に組込
・消火栓ボックス（別途）に組込　・その他（　　）
（6）感知器　1）型式　・アドレス付　・一般型
2）種類　・熱感知器　・空気管式　・煙感知器　・炎感知器
3）試験機能　・自動試験機能　・遠隔試験機能
4）機器仕様　・一般　・防水　・防爆　・防食　・その他（　　）
（7）光警報装置　1）機器　・警報装置　・制御装置　・同期装置
2）警報装置　・天井付　・壁付
3）同期装置　・自走同期式　・外部同期式

23. 自動閉鎖設備
（1）機器　・連動制御器　・感知器　・自動閉鎖装置　・自動開錠装置
・その他（　　）
（2）連動制御器　1）制御対象　・防火戸　・防火シャッター　・防排煙ダンパー
・非常口等の扉　・その他（　　）
2）回線数　（　　）回線（遠方復帰機構（　　）回路）
3）設置　●単独（●壁掛形　・自立形）　・火災受信機等との複合盤
（3）感知器　1）型式　・アドレス付　・一般型
2）種類　煙感知器（・２種　・３種）
3）試験機能　・自動試験機能　・遠隔試験機能
4）機器仕様　・一般　・防水　・防爆　・防食　・その他（　　）
（4）自動閉鎖装置　1）方式　・電磁式　・ラッチ式　・その他（　　）
2）施工　・本工事（・建築工事　・電気設備工事）　・別途工事
・既設利用　・その他（　　）
（5）自動開錠装置　1）方式　・電気錠　・その他（　　）
2）施工　・本工事（・建築工事　・電気設備工事）　・別途工事
・既設利用　・その他（　　）

24. 非常警報設備
（1）設備
（2）非常放送装置　・非常ベル
1）消防法基準適合マーク品とする。
2）機器　・増幅器　・スピーカ　・非常用リモコンマイク
・その他（　　）
3）増幅器
①出力　（　　）W
②出力インピーダンス　・Lo形　●Hi形
③形式　・ロングラック型　・スタンダードラック型　・壁掛型
・その他（　　）
④機能　・マイク放送　・連動放送（・自火報設備　・緊急地震速報設備）
・その他（　　）
⑤用途　●拡声設備兼用　・非常放送専用
4）スピーカ
①結線　●１Ｗ　・３Ｗ　・（　　）Ｗ
②インピーダンス　・Lo形　●Hi形
③設置場所　・屋内　・屋外　・その他（　　）
④用途　・拡声設備兼用　・非常放送専用
5）非常用リモコンマイク
型式　・壁掛形　・ラック収納形　・卓上形　・その他（　　）
（3）非常ベル（自動ｻｲﾚﾝを含む）　1）機器　・起動装置　・非常ベル　・表示灯　・その他（　　）
2）設置　・単独設置　・機器収容箱に組込
・消火栓ボックス（別途）に組込　・その他（　　）

25. ガス漏れ火災警報設備
（1）機器　・受信機　・副受信機　・中継器　・検知器　・警報器
・その他（　　）
（2）受信機　1）回線数　（　　）回線
2）種類　・都市ガス用　・液化石油ガス用
3）設置　・単独（・壁掛形　・自立形）　・火災受信機等との複合盤
・その他（　　）
（3）副受信機　設置　・単独（・壁掛形　・自立形）　・火災受信機等との複合盤
・その他（　　）
（4）検知器　1）動作　・単独（単独動作）　・連動（受信機に伝送）
2）定格電圧　・ＡＣ１００Ｖ　・ＤＣ２４Ｖ（受信機等から供給）
・その他（　　）
3）ガス検知出力信号　・有電圧出力方式　・無電圧接点方式

【中央監視制御設備】　・仕様詳細は別紙による。

【医療関係設備】　・仕様詳細は別紙による。

【構内配電線路】

26. 構内配電線路
（1）配線方式　・地中線式（・直埋　●管路）　・架空線式（・直接　●ちょう架線添架）
・建築物等添架式（●露出配管　・隠蔽配管　・その他（　　））
・その他（　　）
（2）建柱　1）施工　・本工事　・既設柱利用　・その他（　　）
2）電柱　●コンクリート柱　・鋼管柱　・パンザマスト
・その他（　　）
3）支持材　・根かせ　・根はじき　・根巻き　・底板
・支線（保護ガード　●有　・無）
4）装柱材料　●有（電力仕様）　・無
5）銘板　●有　・無
（3）装柱機器（高圧用）　1）機器　・開閉器　・避雷器　・カットアウト　・碍子
・その他（　　）
2）耐環境性　・一般用　・耐塩用
3）開閉器　仕様は　５．受変電設備　（6）負荷開閉器　による。
（4）装柱機器（低圧用）　1）機器　・開閉器　・開閉器箱　・避雷器　・カットアウト　・碍子
・その他（　　）
2）耐環境性　・一般用　・耐塩用
（5）ハンドホールマンホール　1）形式　●ブロック式　・現場打ち
2）施工　・本工事（・建築工事　・電気設備工事）　・別途工事
・既設利用　・その他（　　）
3）ケーブル支持金物の取付　●２箇所　・４箇所　・（　　）箇所
4）重車両の通行
・有（破壊荷重　200kN以上、衝撃係数　0.1(走行速度制限箇所)）・無
（6）鋳鉄蓋　1）鋳鉄蓋の刻印は「強電」、「電力」又は「高圧」とする。
2）雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。
（7）地中ケーブル保護材料　1）種類　●FEP　・GLT（PEライニング管）　・VE　・HIVE　・SGP
・厚鋼電線管　・その他（　　）
2）標示杭埋設　●コンクリート製　●鉄製（アスファルト部分）
3）埋設標識シート　●２倍長　・その他（　　）
4）埋設標識シートの表記は電力用であることがわかるものとする。

【構内通信線路】

27. 構内通信線路
（1）用途　・電話　・拡声　・時刻表示　・火災報知　・非常警報　・インターホン
・テレビ共同受信　・防犯　・制御　・その他（　　）
（2）配線方式　・地中線式（・直埋　●管路）　・架空線式（・直接　●ちょう架線添架）
・建築物等添架式（●露出配管　・隠蔽配管　・その他（　　））
・その他（　　）
（3）建柱　1）施工　・本工事　・既設柱利用　・構内配電線柱に添架
・その他（　　）
2）電柱　・コンクリート柱　・鋼管柱　・パンザマスト
・その他（　　）
3）支持材　・根かせ　・根はじき　・根巻き　・底板
・支線（保護ガード　・有　・無）
4）装柱材料　●有　・無
5）銘板　●有　・無
（4）ハンドホールマンホール　1）形式　●ブロック式　・現場打ち
2）施工　・本工事（・建築工事　・電気設備工事）　・別途工事
・既設利用　・その他（　　）
3）ケーブル支持金物の取付　●２箇所　・４箇所　・（　　）箇所
4）重車両の通行
・有（破壊荷重　200kN以上、衝撃係数　0.1(走行速度制限箇所)）・無
（5）鋳鉄蓋　1）鋳鉄蓋の刻印は「弱電」又は「通信」とする。
2）雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。
（6）地中ケーブル保護材料　1）種類　●FEP　・GLT（PEライニング管）　・VE　・HIVE　・SGP
・厚鋼電線管　・その他（　　）
2）標示杭埋設　●コンクリート製　●鉄製（アスファルト部分）
3）埋設標識シート　●２倍長　・その他（　　）
4）埋設標識シートの表記は弱電用であることがわかるものとする。

【その他】

28. 消火器　1）設置　・本工事（・建築工事　・電気設備工事　・機械設備工事）
●別途工事
2）消火器　種別（　　）、数量（　　）本
3）消火器収納箱　材質（　　）、数量（　　）面

Ⅵ. 使用資機材の適用規格
（1）以下に定めるとおりとする。なお、以下に定めのない資機材については、日本工業規格（ＪＩＳ規格）適合品の使用を原則とする。
● 電気用品安全法に定める特定電気用品又は特定電気用品以外の電気用品
・電気用品安全法適合品
● 耐熱・耐火電線、耐熱・耐火ケーブル
・消防庁の登録認定機関として消防庁告示に規定された耐火・耐熱電線及び耐火バスダクトの適合性検査を行い合格したもの
・第三者認証機関として(一社)日本電線工業会規格（JCS規格）への適合性検査を行い合格したもの
● 非常用照明器具
・建築基準法に定める国土交通大臣認定品
・(一社)日本照明工業会の自主評定を受け、JIL5501適合マークが貼付されたもの
● 誘導灯
・登録認定機関（(一社)日本電気協会（JEA誘導灯認定委員会））の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
● 制御盤
・(一社)日本配電制御システム工業会規格（JSIA規格）適合品
● 消防用加圧送水装置、不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の制御盤、火災通報装置、総合操作盤等の認定対象品
・登録認定機関（(一財)日本消防設備安全センター（消防用設備等認定委員会））の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
● 不活性ガス消火設備等の操作箱、新ガス系消火設備制御盤、緊急通報装置、非常通報装置等の性能評定対象品
・(一財)日本消防設備安全センターの性能評定を受け、評定証票が貼付されたもの
● 金属閉鎖形スイッチギア
・(一社)日本電機工業会規格（JEM規格）適合品
● 高圧機器（遮断器、限流ヒューズ、負荷開閉器、避雷器、断路器、特定機器以外の変圧器、計器用変成器、保護継電器）
・(一社)電気学会電気規格調査会規格（JEC規格）適合品
● 直流電源装置（防災電源用）
・登録認定機関（(一社)日本電気協会（JEA蓄電池設備認定委員会））の認定をうけ、認定証票が貼付されたもの
● 交流無停電電源装置
・(一社)電気学会電気規格調査会規格（JEC規格）適合品
● 自家発電装置（防災電源用）
・登録認定機関（(一社)日本内燃力発電設備協会）の認定を受け、認定証票（長時間形）が貼付されたもの
● 自家発電装置（防災電源用でないもの）
・(一社)日本電機工業会規格（JEM規格）適合品
● 太陽電池モジュールの支持物
・電気設備の技術基準の解釈第４６条第２項又は第３項の規定に適合するもの
● 電話用設備（電話交換機、電話機等）
・登録認定機関（(一財)電気通信端末機器審査協会（JATE）等）の技術基準適合認定を受け、適合表示が貼付されたもの
● 非常用放送設備
・登録認定機関（日本消防検定協会）の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
● テレビ共同受信機器
・優良住宅部品（BL部品）の認定を受けたもので、BLマーク証紙が貼付されたもの
・(一社)電子情報技術産業協会スーパーハイビジョン受信マーク登録品の認定を受けたもので、SHマークが貼付されたもの
● 自動火災報知設備
・登録認定機関（日本消防検定協会）の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
（2）特殊仕様の資機材を使用する場合は、仕様・性能等を証明する書類を監督員に提出し、監督員の承諾を得るものとする。

Ⅶ. 使用資機材の製造者
（1）以下に掲げる資機材については、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿（電気設備機材・機械設備機材）（(一社)公共建築協会 発行）」（以下「評価名簿」という）に記載されている製造者の製品を使用すること。
なお、納入地区に中部地区が含まれ、評価の有効期間内であるものとする。

● ＬＥＤ照明器具（一般屋内用に限る）	● 照明制御装置
● サージ防護デバイス（ＳＰＤ）	● 可変速運転用インバータ装置
● 盤類	● 高圧機器
● 絶縁監視装置	● 蓄電池
● 交流無停電電源装置	● 太陽光発電装置
● 監視カメラ装置	● 中央監視制御装置

（2）評価名簿に記載されていない製造者の製品を使用する場合は、評価名簿の評価基準と同等の条件を満足することを証明する書類を監督員に提出し、監督員の承諾を得るものとする。

Ⅷ. 完成時の提出図書

名　　称	完成書類	部数
完成図（原図サイズ）	竣工図（製本）	１部
	施工図（製本）	１部
完成図（Ａ３版縮小二つ折り）	竣工図（製本）	２部
	施工図（製本）	２部
完成写真		１部
保全に関する資料 制御システム図 システム系統図 資機材一覧表 機器完成図 取扱説明書 試験結果報告書 工場試験成績書 各種計算・検討書 予備品・付属品一覧表 機器銘板の写し 検査済証 保証書 メンテナンス要領書 メンテナンス参考業者一覧表 官公庁手続き書類一覧表 官公庁手続き書類の写し（表紙のみ） その他監督員の指示するもの ＊各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付けること。	ファイル綴	１部
工事に関する書類 工事カルテ受領書の写し 施工計画書 施工要領書 部分下請負通知書及び下請負契約書の写し 施工体制台帳及び施工体系図 工事進捗状況報告書 各種計画書及び報告書 排出ガス対策型建設機械使用報告書 工事打合簿 段階確認書 工事事故報告書 安全管理関係書類 使用機材届出書 工事材料搬入報告書 機器明細図 機材の品質及び性能証明書 計測機器類の校正証明書、精度保証書、又は検定証の写し 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書 産業廃棄物処理集計表 現場発生品調書 再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書 再資源化等完了報告書（特定建設資材廃棄物） 工事写真（サムネール及び代表写真） その他監督員の指示するもの ＊各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付けること。	ファイル綴	１部
官公庁手続き書類 官公庁手続き書類一覧表 官公庁手続き書類（本冊）	ファイル綴	１部
電子納品		３部
工事目的物引渡書 引渡目録		３部

注　・完成図はＣＡＤにより作成すること。
・完成図の作図範囲は設計図面と同程度とする。
・改修工事等は既存の完成図を修正すること。
・表紙（可能な範囲で背表紙にも）に「年度、工事名、工期、竣工図（又は施工図）、受注者名」を印字（シール不可）すること。
・保全に関する資料は、国土交通省「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き（本編）」及び「同（防災編）」を参照すること。
・上記表は標準の部数であり、詳細については監督員の指示による。
・その他監督員の指示する書類を作成して提出すること。
・資料は原則チューブファイルに綴じること。
・原則として、完成写真はデジタルカメラで撮影し、全てＬ版相当サイズで印刷（Ａ４版用紙に１ページあたり３枚）のうえ、表紙と共に提出すること。撮影箇所は、主要機器類、その他必要な箇所とし、詳細は監督員と協議すること。
・完成書類の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は発注者に移譲する。
・作成しがたい場合は、監督員との協議による。

特記事項		設計		縮尺	N・S	勢和中学校技術棟屋根及び外壁等改修工事 図名　電気設備特記仕様書　3	図番 No. E / 03	年月日

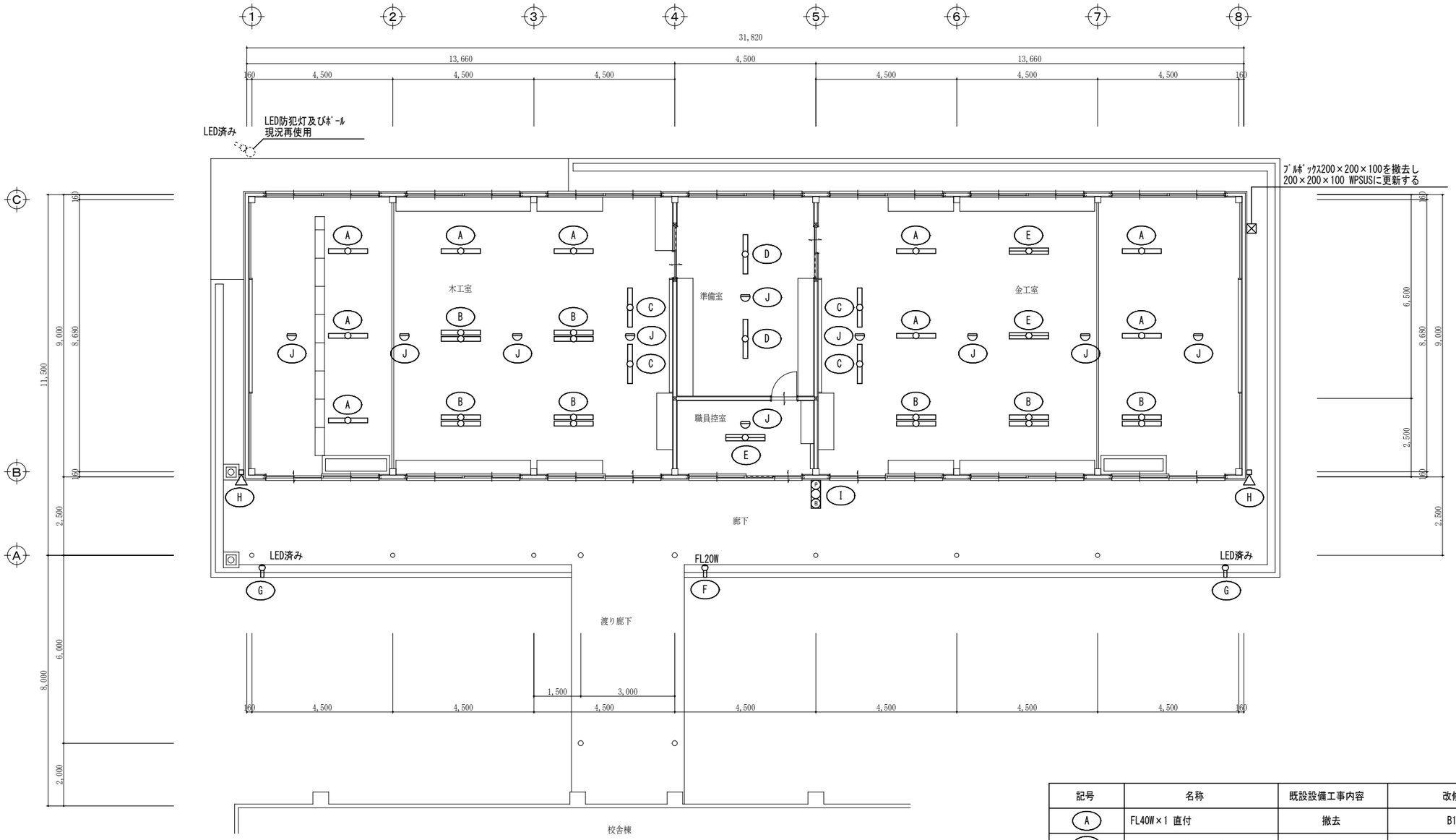

記号	名称	既設設備工事内容	改修工事内容
A	FL40W×1 直付	撤去	B100に更新
B	FL40W×1 直付　2台1組	撤去	B100に更新
C	FL40W×1 ﾊﾟｲﾌﾟ吊 黒板灯	撤去	C35に更新
D	FL40W×1 直付	撤去	A65に更新
E	FL40W×2 直付	撤去	B100に更新
F	FL20W×1 壁付 防犯灯	撤去	D10に更新　既設の電源回路を確認し点滅方法を現況と合わすこと
G	LED灯 壁付 防犯灯	取外し	既設再取付
H	ﾄﾗﾝﾍﾟｯﾄｽﾋﾟｰｶｰ	取外し	既設再取付
I	総合盤 P型1級 露出防雨形	撤去	総合盤 P型1級 露出防雨型に更新
J	感知器 差動式ｽﾎﾟｯﾄ型 2種	取外し	既設再取付

A65　6900lm　消費電力43.1W　5000K
LSS1-4-65

一般タイプ
約5～100%連続調光型
本体:鋼板(白色粉体塗装)
ライトバー(カバー):ポリカーボネート(乳白)
昼白色(5000K),Ra83,電源装置はライトバー側に内蔵
直付XFX400AEN LR9

B100　10000lm　消費電力56W

ランプ素材:ガラス管,Ra:84
本体:亜鉛鋼板(白色)
反射板:アルミ(鏡面つや消し仕上)
約25～100%連続調光型
NNF41518J LT9

パイプ吊具 フナ型500mmタイプ
ツリグXFP500FW

C35　3530lm　消費電力33W

D10　1070lm　消費電力9W　5500K 防まつ型,明るさセンサ内蔵
LBF2RPS-10

型番は参考とする

特記事項		設計		縮尺	1/100	勢和中学校技術棟屋根及び外壁等改修工事	図番 No. E 04	年月日
						図名　電灯設備・拡声設備・自動火災報知設備 現況・改修平面図・照明器具姿図		